参考資料編

事前復興まちづくり計画について・・・・・・P.1

高知市で想定される災害について・・・・・・P.3

被害想定図・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

津波による建物の被害推定の詳細・・・・・・P.11

復興パターン側面図等・・・・・・・・・・・P.14

二線堤整備事例・・・・・・・・・・・・・・P.21

復興に向けたスケジュール・・・・・・・・・P.22

液状化について・・・・・・・・・・・・・・P.24

市街地再開発事業について・・・・・・・・・P.26

建築制限及び支援について・・・・・・・・・P.28

現地再建方策及び支援事例について・・・・・P.30

復興土地区画整理事業について・・・・・・・P.31

嵩上げ時の段差について・・・・・・・・・・P.38

復興（再建）対策の事例紹介・・・・・・・・P.40

墓地の復興事例について・・・・・・・・・・P.48

心の復興（東日本大震災の事例）・・・・・・P.49

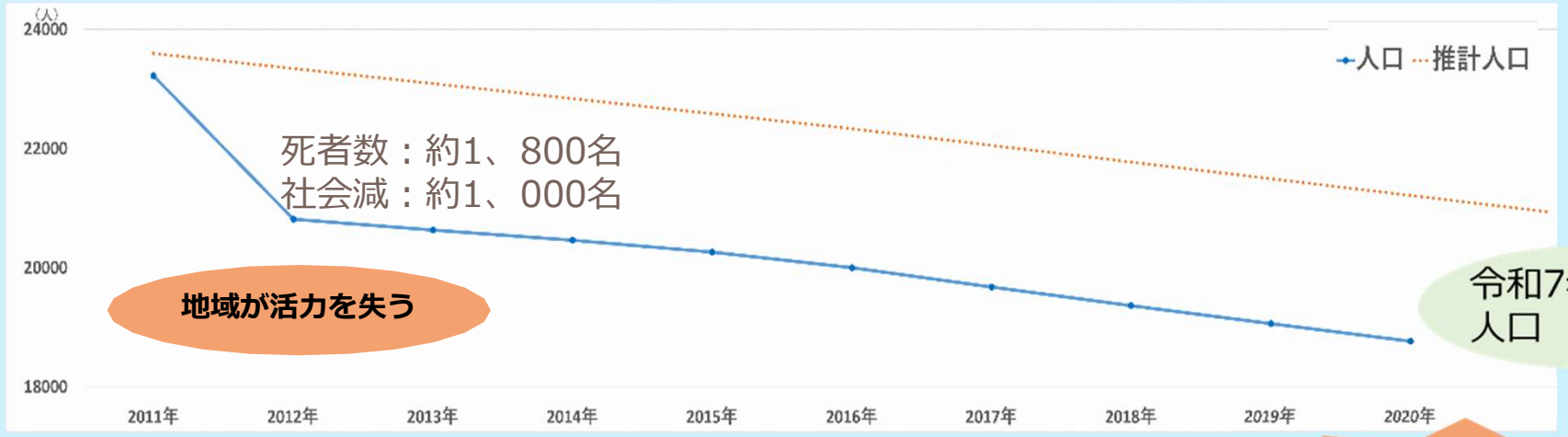
事前復興まちづくり計画について～策定の背景

東日本大震災では、「復興計画」の策定が遅れ、復興に多くの時間を要した。

住民や企業は復興の見通しがたたないため、再建する意欲を失い、早期再建のためにまちを離れてしまう。

人口減少を招き、地域の活力が失われ、「まち」そのものの存続が危うくなる。

<陸前高田市の人口推移>



令和7年１月現在
人口　17,169人

社会減
まちから離れて
しまった人口

人口：住民基本台帳より、推計人口：日本の市町村別将来推計人口（平成20年12月推計）より、社会減：市統計書（平成30年版）より
死者数（行方不明者を含む）：「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧」（平成29年2月28日現在）より

事前復興まちづくり計画について～策定の効果

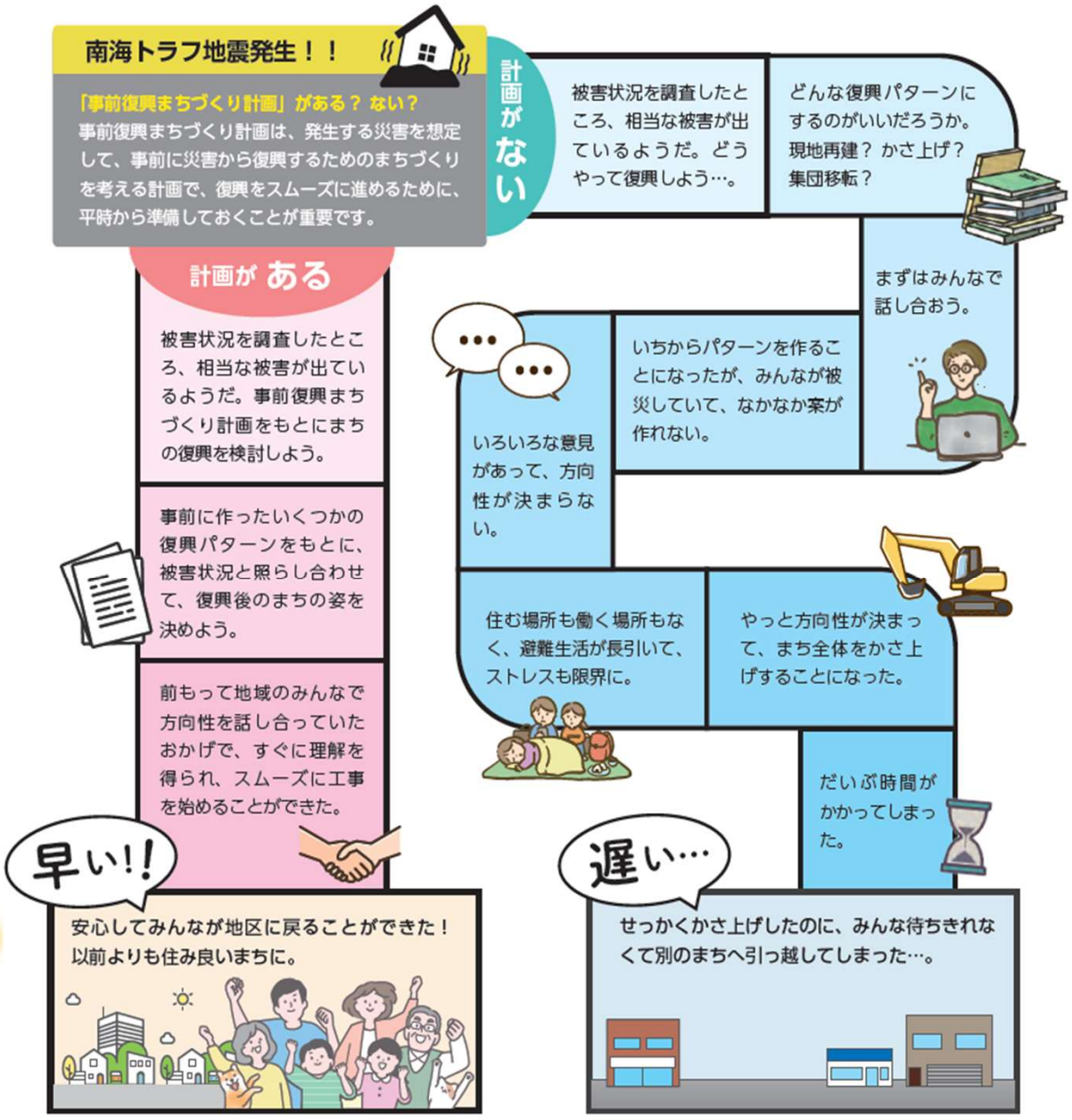
「事前復興まちづくり計画」を策定しておくことで

①早期の復旧･復興事業の着手により、まちの復興を早める

②適切な基盤整備の規模で被災地を復興できる

③人口流出の抑制に繋がる。

より良い復興（ビルド・バック・ベター）の実現



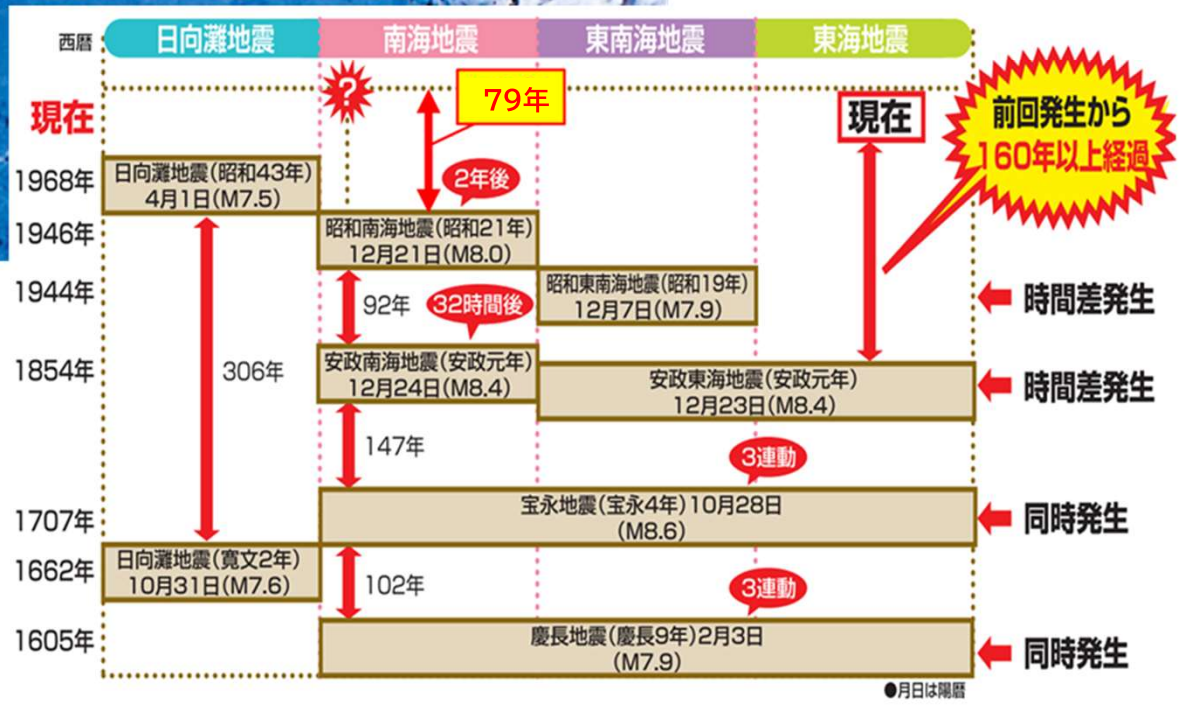
より良い復興の実現

高知市で想定される災害について～南海トラフ地震



南海トラフ

日本の南の海にあるトラフ（陸側プレートと海側プレートの境目）



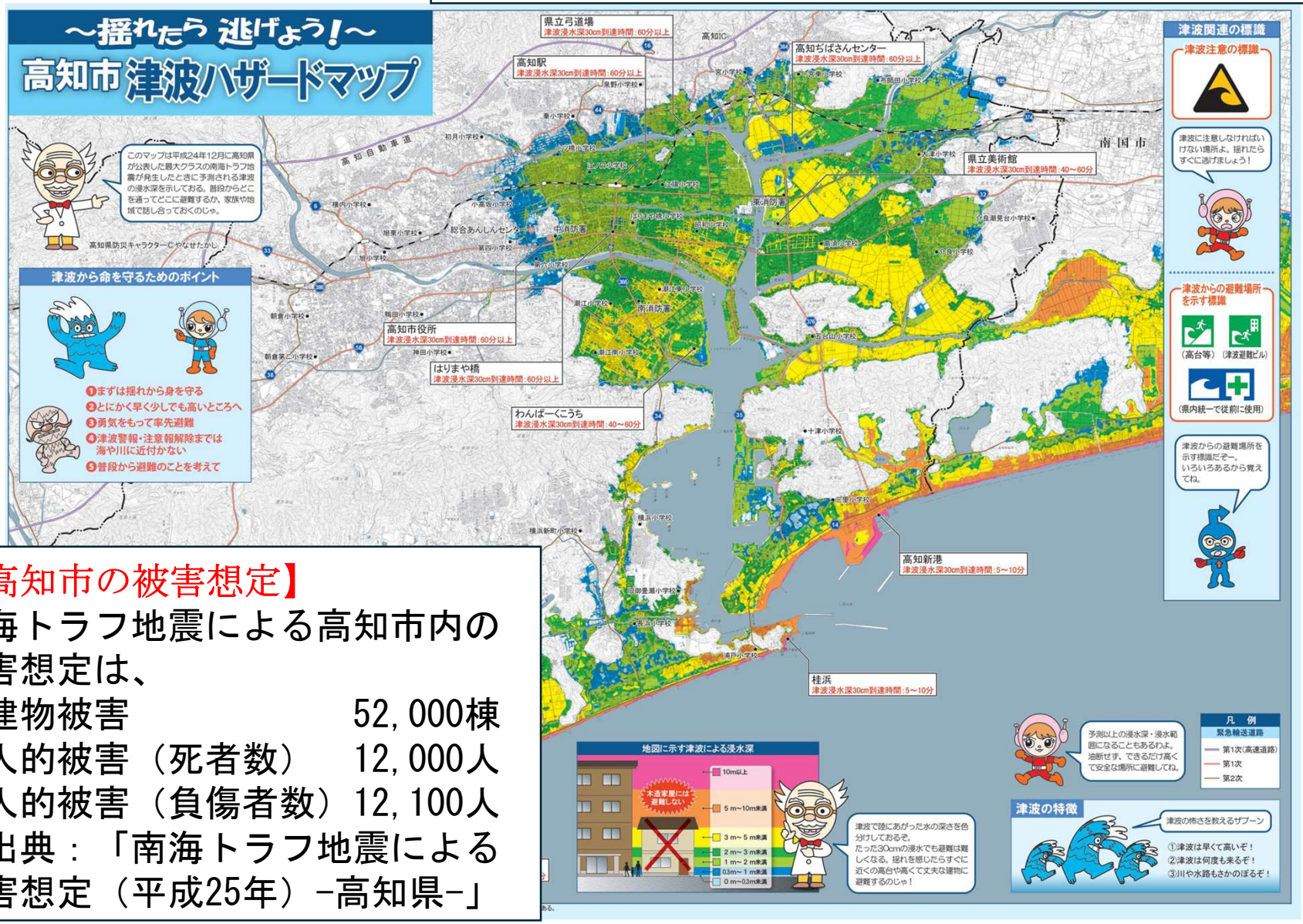
南海地震の特徴

- 100年から150年の周期で発生
- 東海、東南海と同時発生や数十時間から数年の時間差で発生
- 通常大きな揺れと津波を伴う

高知市で想定される災害について～避難のための津波浸水想定(従来)

○南海トラフ地震と津波

○従来の津波シミュレーション
命を守る（逃げる）行動を考えるために使います。



【高知市の被害想定】
南海トラフ地震による高知市内の被害想定は、
- 建物被害　52,000棟
- 人的被害（死者数）　12,000人
- 人的被害（負傷者数）12,100人

※出典：「南海トラフ地震による被害想定（平成25年）-高知県-」

高知市で想定される災害について～避難のための津波浸水想定（長浜）

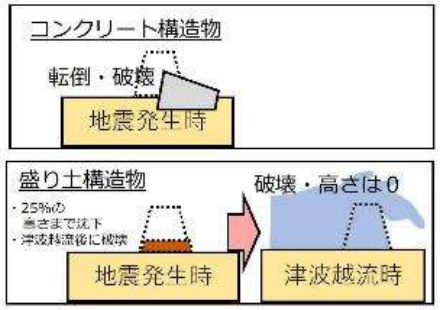
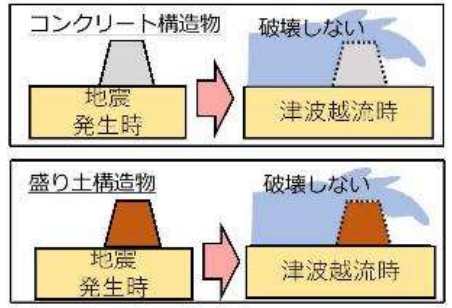
〈従来の津波浸水想定（高知県防災マップ）〉



高知市で想定される災害について～最大クラスの津波による浸水想定

○今後発生の可能性がある最大クラスの津波による浸水想定

【参考】最大クラスの津波による浸水想定の考え方

考え方	従来の津波ハザードマップ【H24浸水想定（公表）】	本市が使用する新しい津波シミュレーション
条件	堤防なし 	堤防あり 

Ｐ３の想定は、津波で堤防などが破壊される想定で浸水を予測したものです。
これは、命を守る（逃げる）行動を考えるために使います。

Ｐ５の想定は、津波で堤防などが壊れない想定でのシミュレーションです。
堤防の整備効果を踏まえたまちづくりを考えるために使います。

高知市で想定される災害について～三重防護事業について

【事業の目的】

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、**三重防護**の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を確保する。

レベル1：津波の浸入を防ぐ（防災）
レベル2：避難時間を稼ぐ（減災）

【事業の概要】

・整備内容：

第１ライン：港湾施設

防波堤（東第一）、防波堤（東第二）、防波堤（南）、桂浜防波堤

第２ライン：湾口及び海岸保全施設

津波防波堤、水門、陸閘、堤防（改良）、護岸（改良）、胸壁（改良）、陸閘（改良）

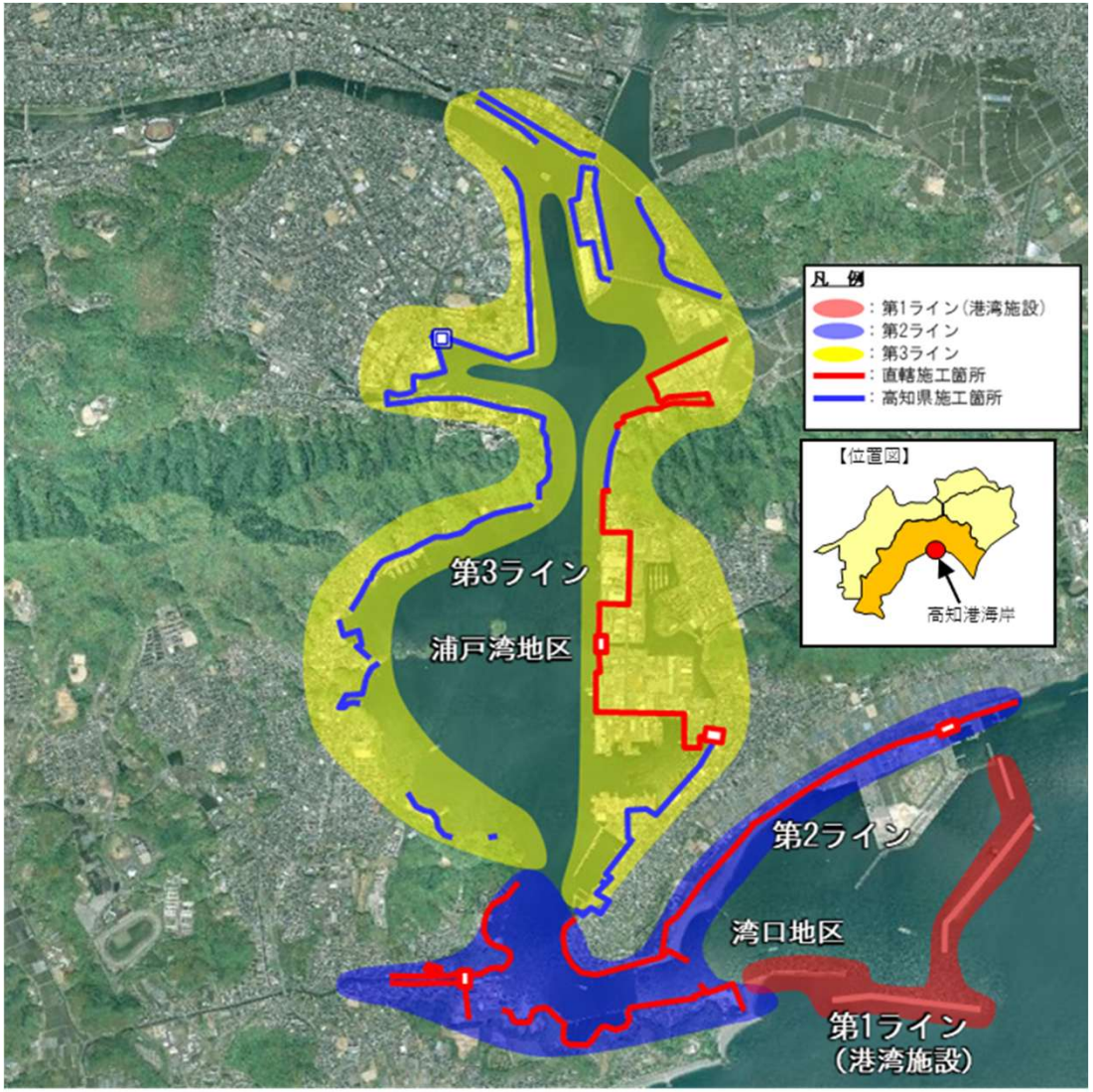
第３ライン：海岸保全施設

水門、堤防（改良）、護岸（改良）、胸壁（改良）、陸閘（改良）、堤防（改良）

・事業期間：平成28年度～令和13年度

・総事業費：940億円（うち、直轄事業は670億円）

※　総事業費に第１ラインは含まない。



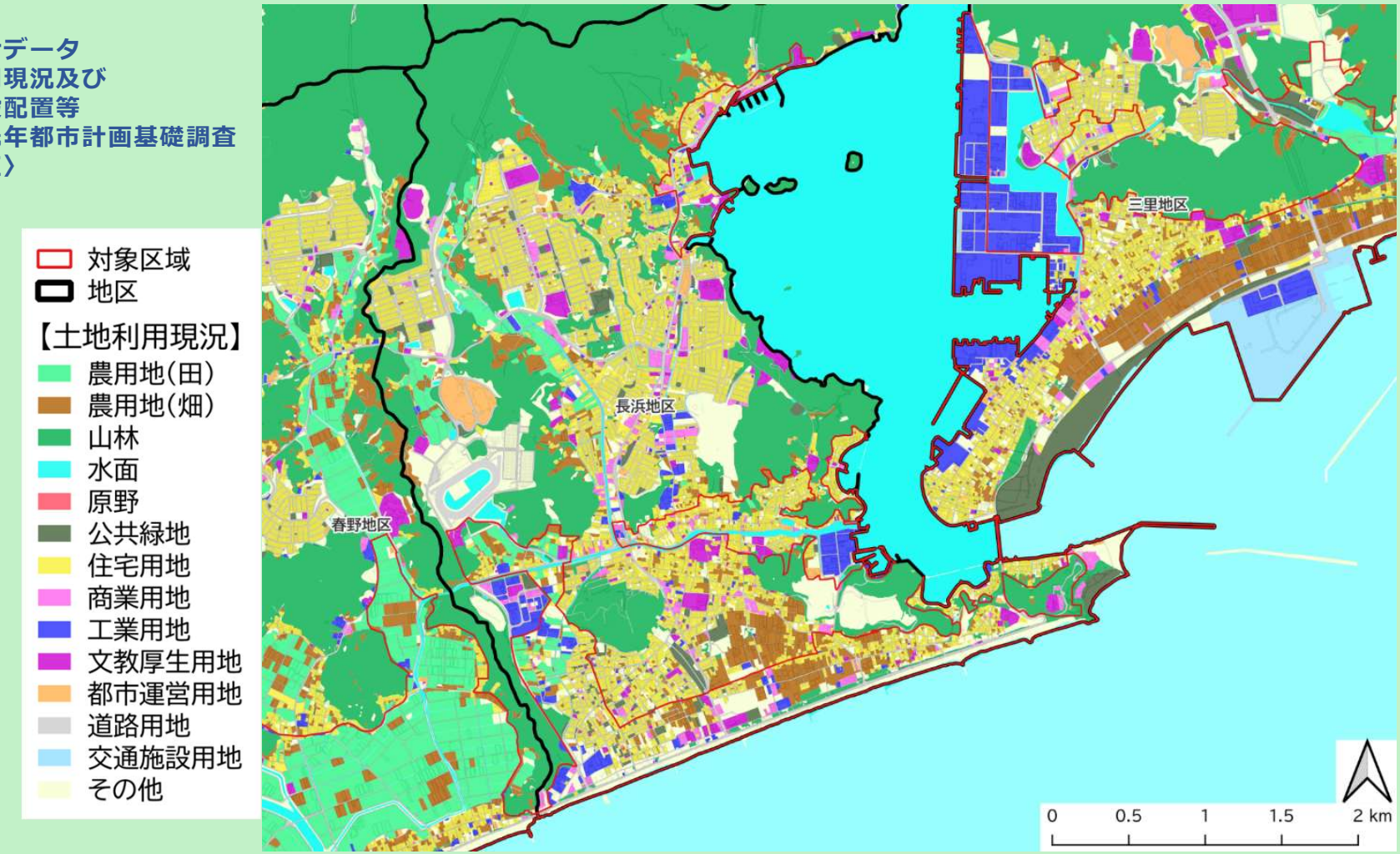
（高知港海岸における三重防護のイメージ）

出典：国土交通省資料を基に高知市作成

被害想定図～土地利用図

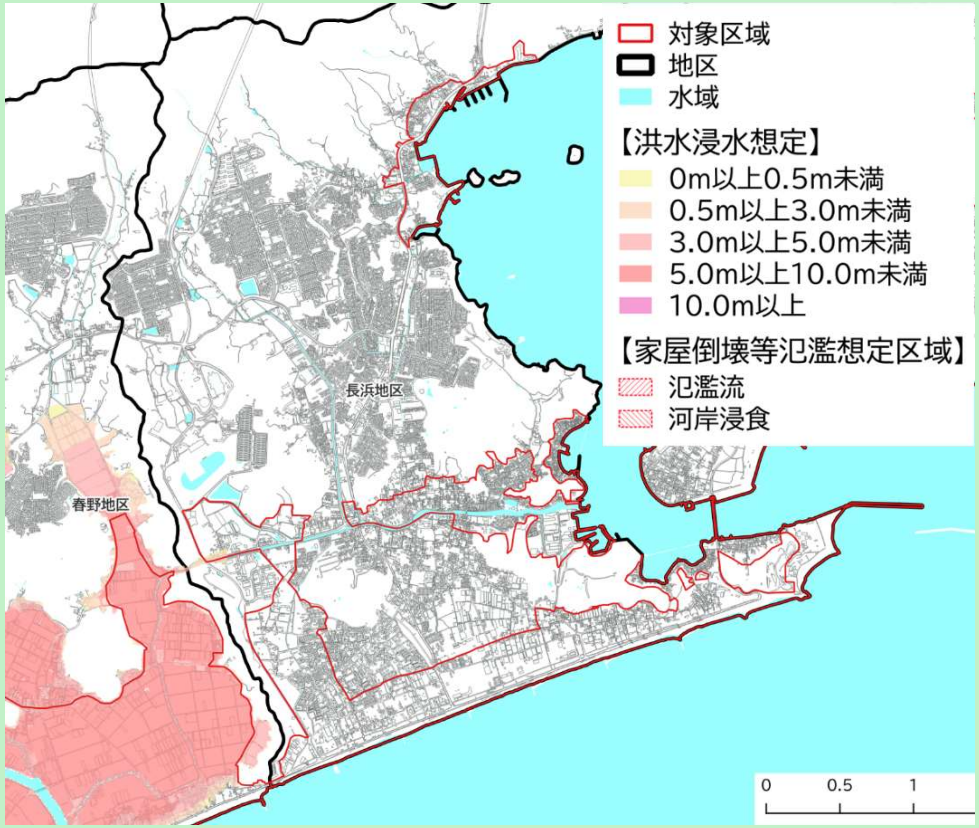
○長浜地区の災害リスク等（土地利用現況）

重ね合わせデータ
〈土地利用現況及び
公共施設配置等
（令和元年都市計画基礎調査
を補正〉

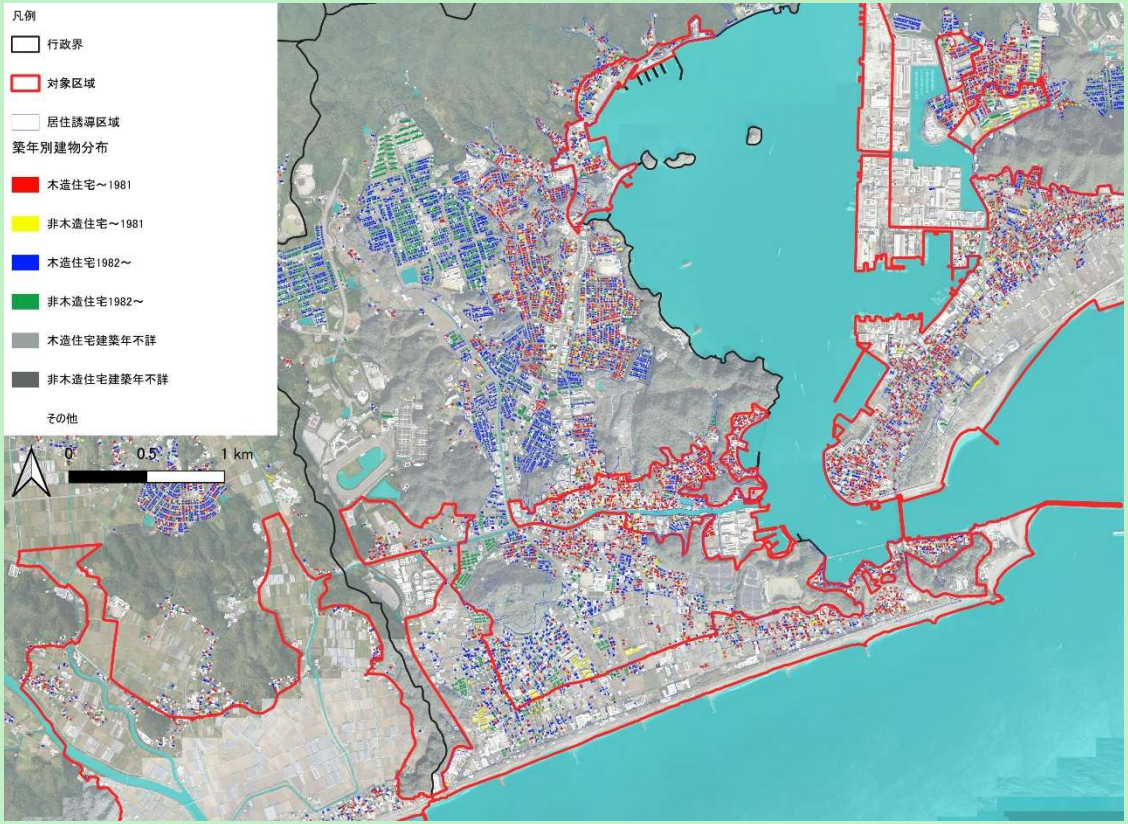


被害想定図～築年別建物分布図、災害リスク（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ
〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



〈築年別建物分布図〉

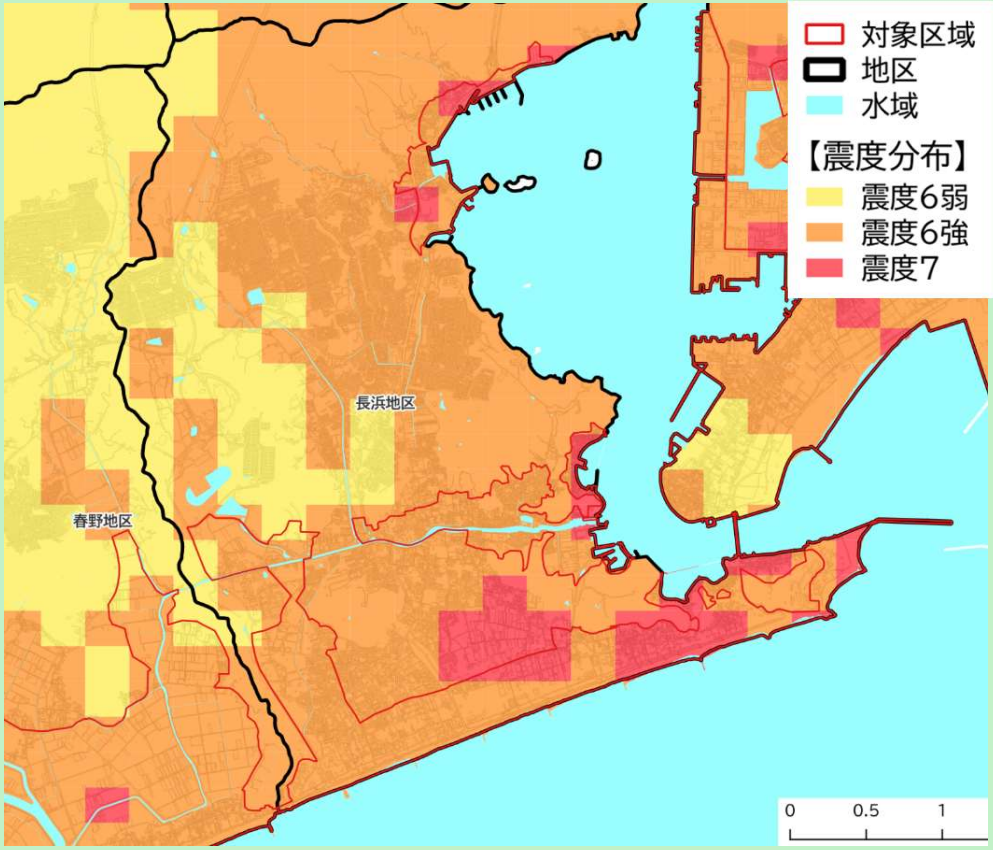


被害想定図～災害リスク（震度分布図、液状化の危険度）

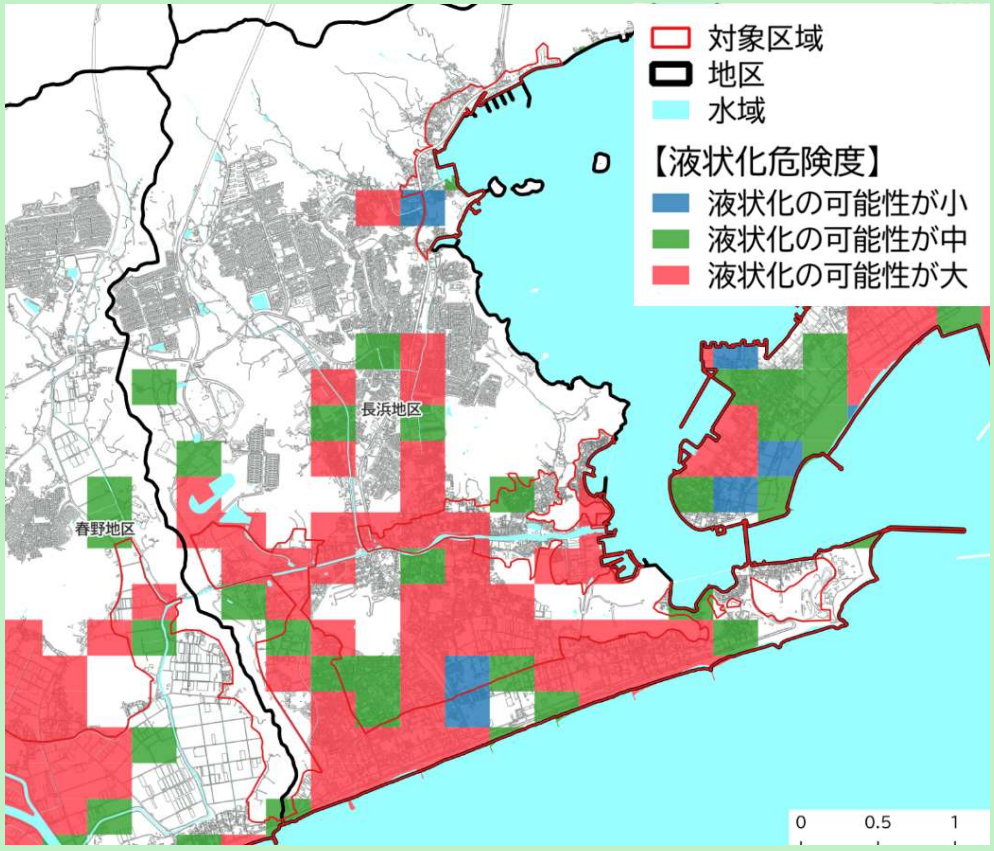
○長浜地区の災害リスク等（震度分布図、液状化の危険度）

重ね合わせデータ

〈震度分布図（高知県防災マップ）〉



〈液状化の危険度状況（高知県防災マップ）〉



津波による建物の被害推定の詳細～考え方

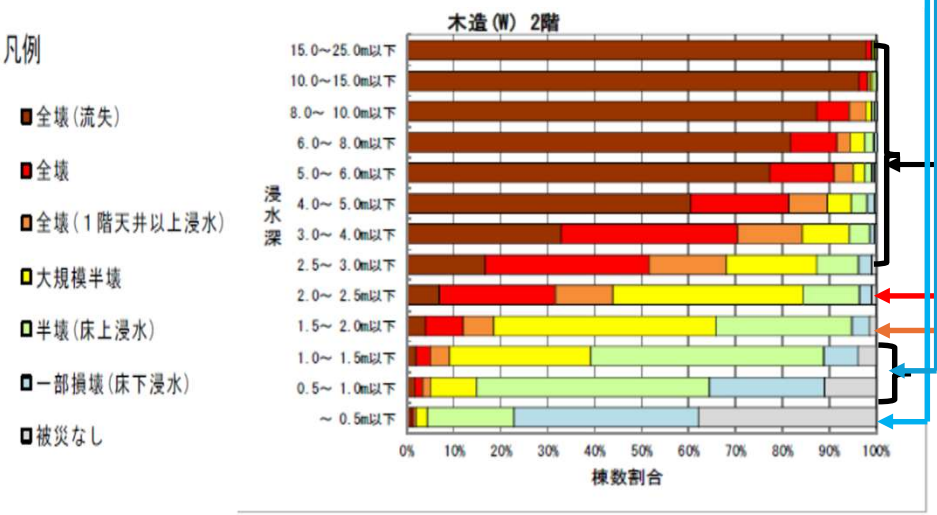
次頁に示す東日本大震災の津波被災現況調査結果（第２次報告）から、個別建物の被害の様相について下表のように設定したものです。
■建物の被害の様相　※建物の被災区分は東日本大震災の津波被災現況調査結果（第２次報告）による
※東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、浸水深区分について2m「超」「未満」としている。

区分	内容(右下図参照)	図表示区分
×	全壊被害の可能性:(全壊となる浸水可能性が５０%以上)	全壊被害の可能性
■(浸水深2m超)※	甚大被害の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね80%以上、全壊は概ね50%以上)	甚大被害の可能性(浸水深2m超※)
□(浸水深2m以下)※	大修理の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね50%以上、全壊は概ね20%未満)	半壊(大修理)の可能性(浸水深2m以下※)
▲	:半壊家屋想定:(半壊程度の浸水可能性が50%以上)	要修理の可能性
△	:軽被害家屋想定:(一部損壊・被災なしの浸水可能性が50%以上)	軽度被害の可能性
□	浸水なし	

■建物用途・構造・階数別、津波浸水深別被害の様相の設定

建物区分			浸水深									
用途	構造	階数	浸水なし	0.0～0.5m	0.5～1.0m	1.0～1.5m	1.5～2.0m	2.0～2.5m	2.5～3m	3～6m	6～10m	10m以上
住宅(専用・併用)	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
非住宅	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×

■東日本大震災の津波被災現況調査結果（第２次報告）※木造2階建ての場合

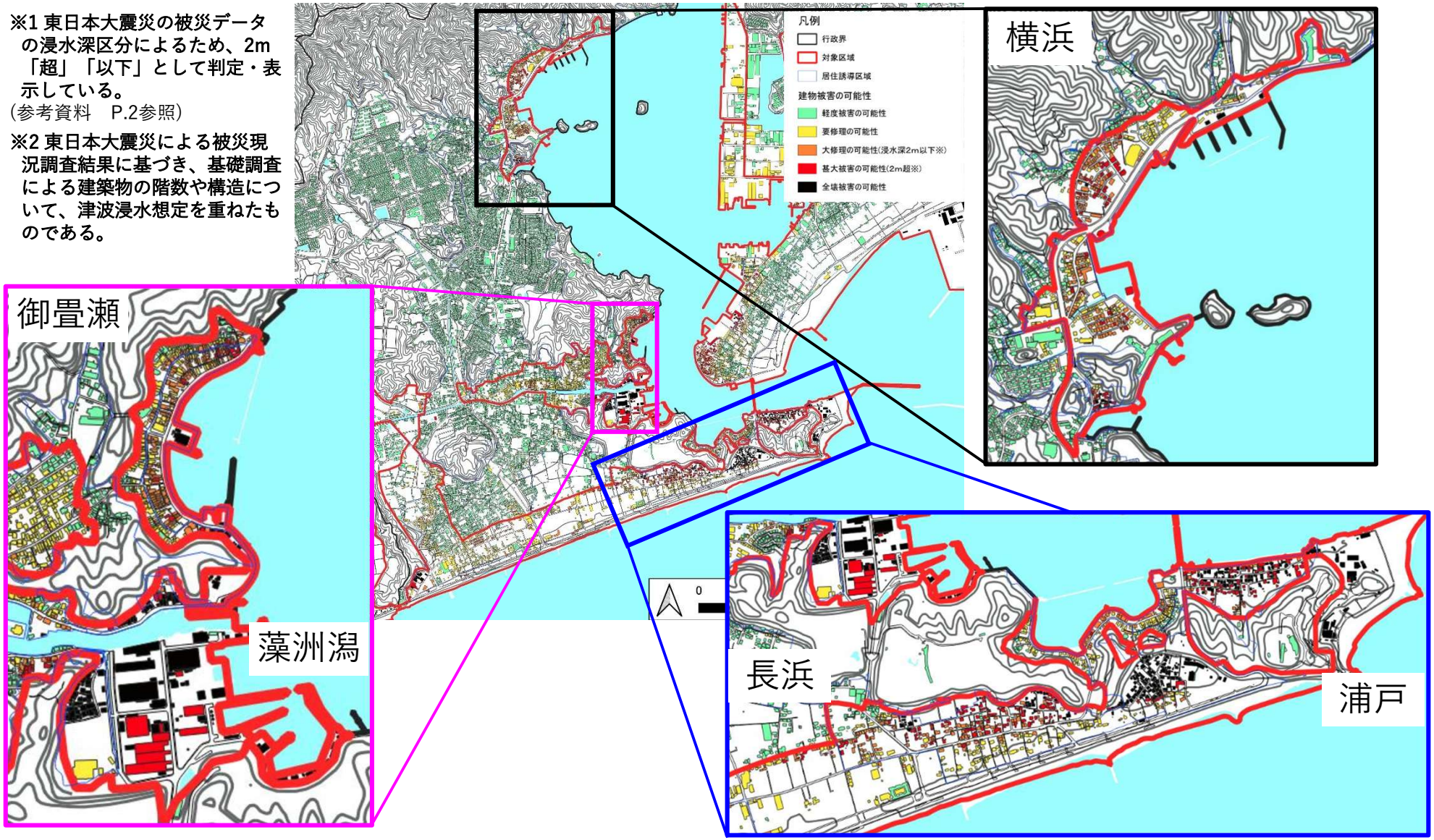


津波による建物の被害推定の詳細～長浜地区の状況

藻洲潟地区や浦戸地区では、多くの建物が建物の全壊又は大規模半壊となる被災の恐れがあります。
横浜地区や御畳瀬地区、長浜地区(花海道沿道)の一部で大規模半壊となる被害の恐れがあります。

※1 東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、2m「超」「以下」として判定・表示している。
(参考資料　P.2参照)

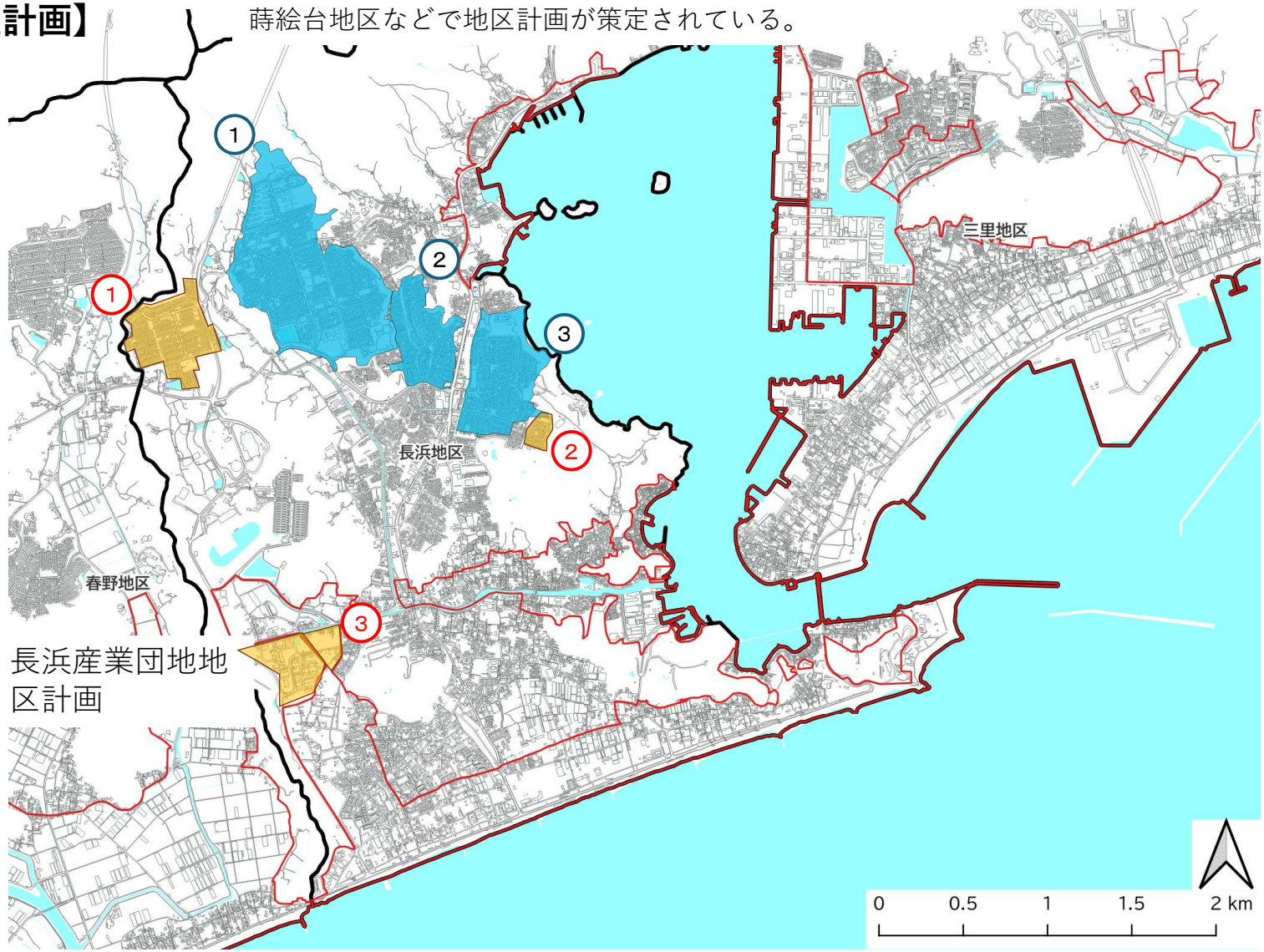
※2 東日本大震災による被災現況調査結果に基づき、基礎調査による建築物の階数や構造について、津波浸水想定を重ねたものである。



分野別の現況　都市計画

【土地区画整理事業】横浜新町と瀬戸といった比較的新しい住宅地開発において土地区画整理事業が行われている。

【地区計画】蒔絵台地区などで地区計画が策定されている。



・地区計画

①蒔絵台地区計画

面積：約20.0ha

②鶴見台地区計画

面積：約3.7ha

③長浜日出野南地区計画

面積：約3.2ha

・土地区画整理事業

①横浜

面積：724.458㎡

②瀬戸団地

面積：186.186㎡

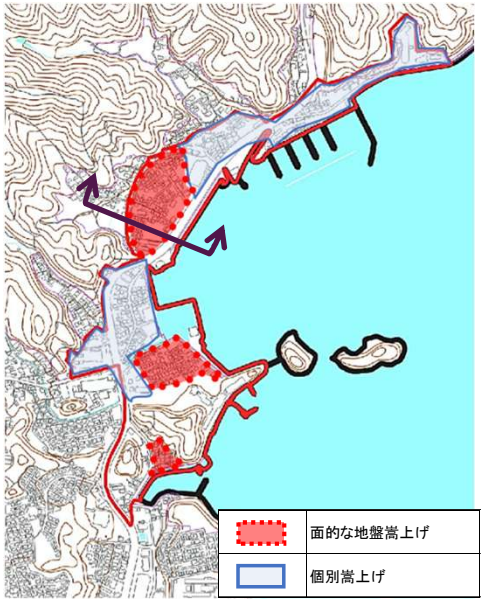
③瀬戸東団地

面積：269.469㎡

出典：都市計画基礎調査

１案　嵩上げ案【計画図・側面図】

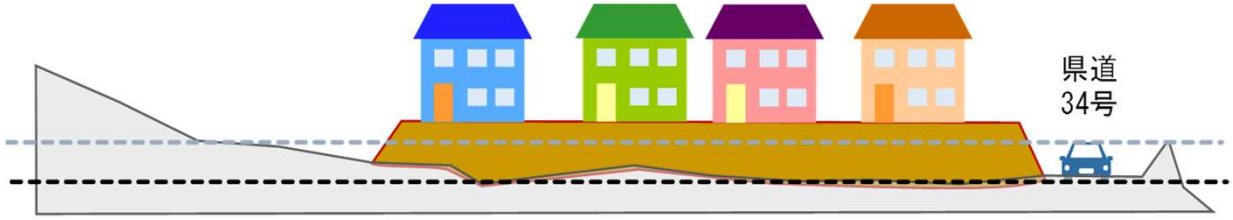
横浜地区



○浸水深２ｍ以上の箇所
・面的な嵩上げによる住宅地の形成

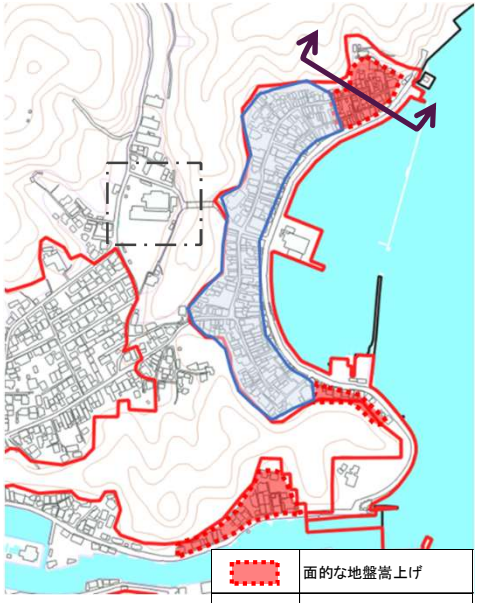
○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

○避難対策の実施



嵩上げ：現況地盤高より約3.4m

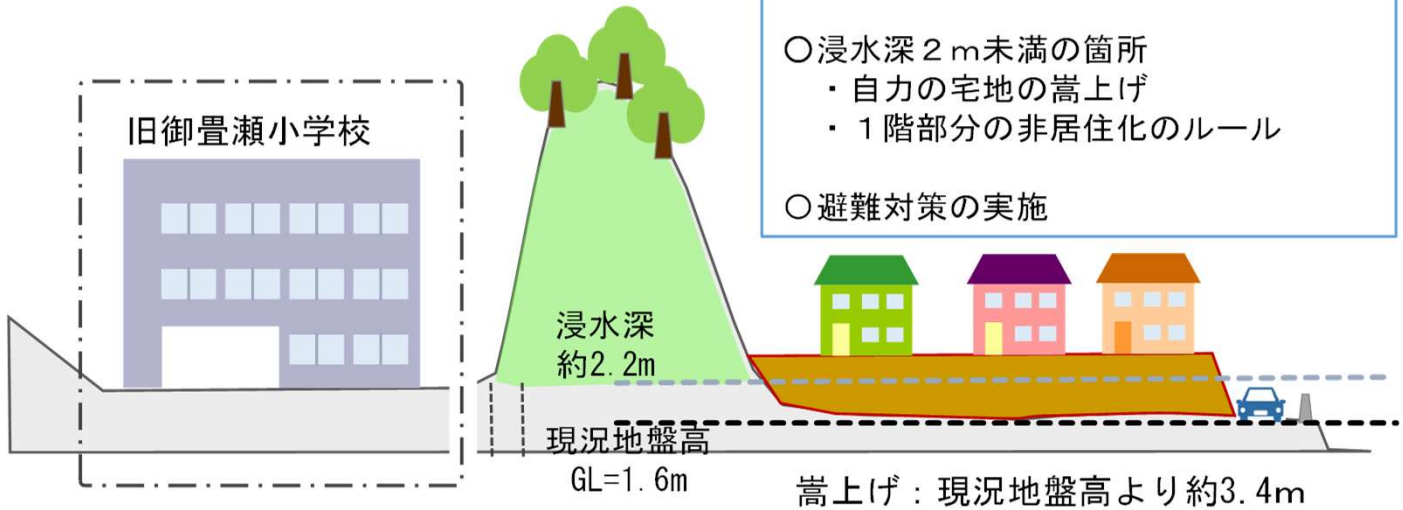
御畳瀬地区



○浸水深２ｍ以上の箇所
・面的な嵩上げによる住宅地の形成

○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

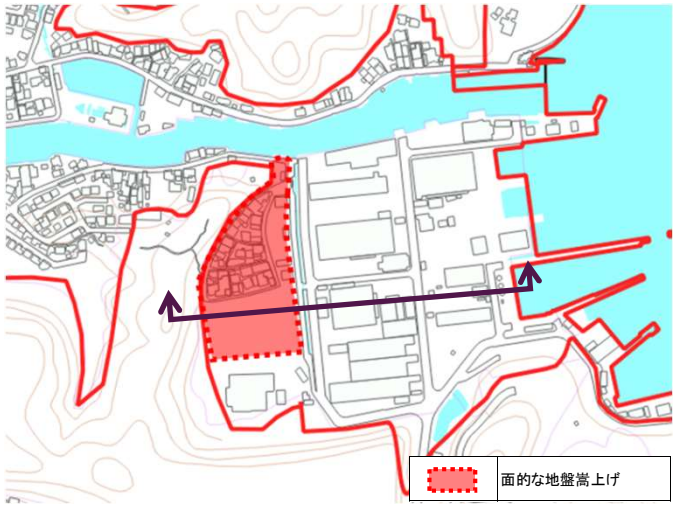
○避難対策の実施

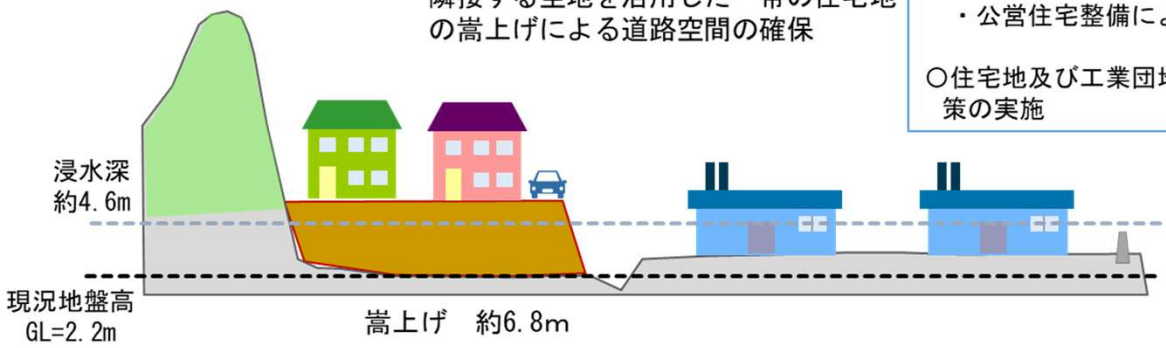


嵩上げ：現況地盤高より約3.4m

１案　嵩上げ案 【計画図・側面図】

藻洲潟地区

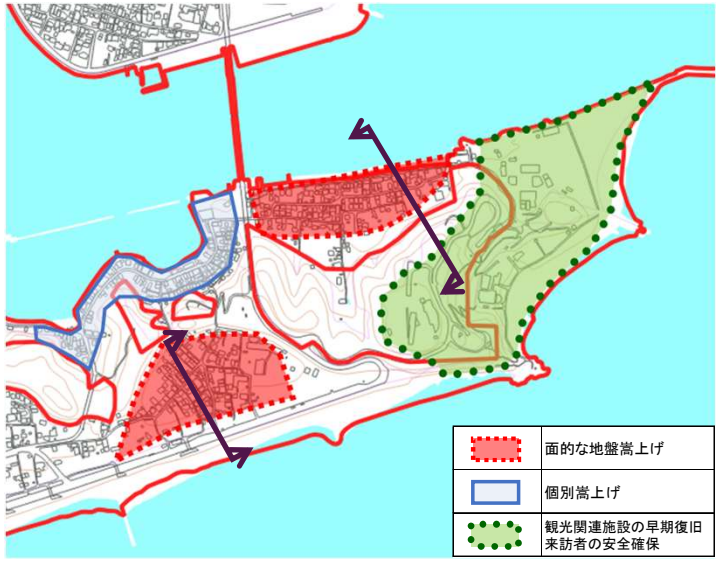




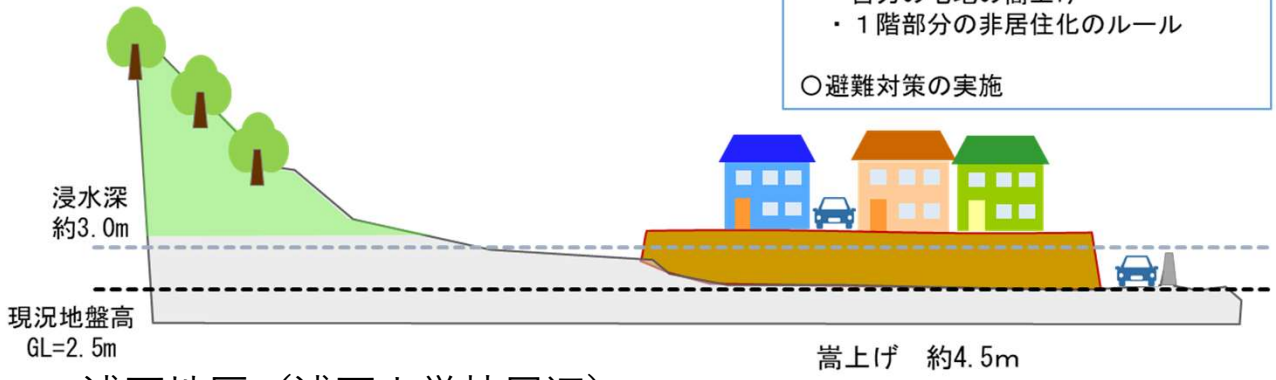
○浸水深２ｍ以上の箇所
・面的な嵩上げによる住宅地の形成
・公営住宅整備による住宅の確保

○住宅地及び工業団地における避難対策の実施

浦戸地区



浦戸地区（桂浜）

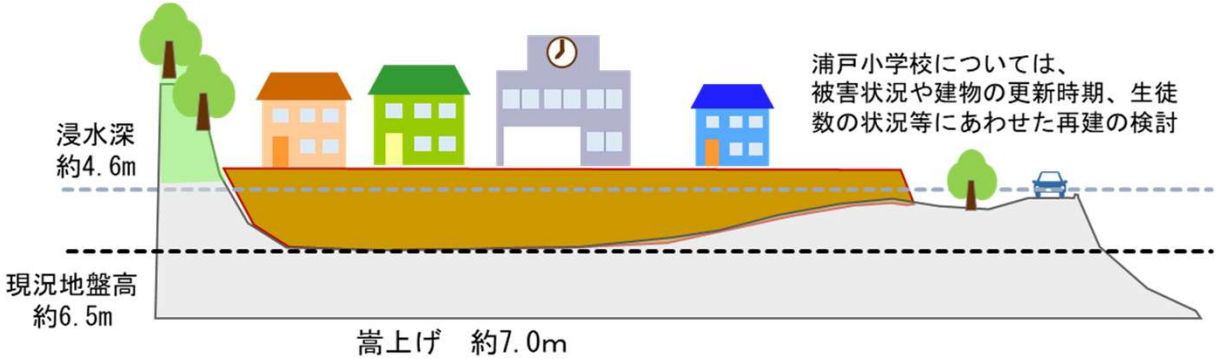


○浸水深２ｍ以上の箇所
・面的な嵩上げによる住宅地の形成
・公営住宅整備による住宅の確保

○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

○避難対策の実施

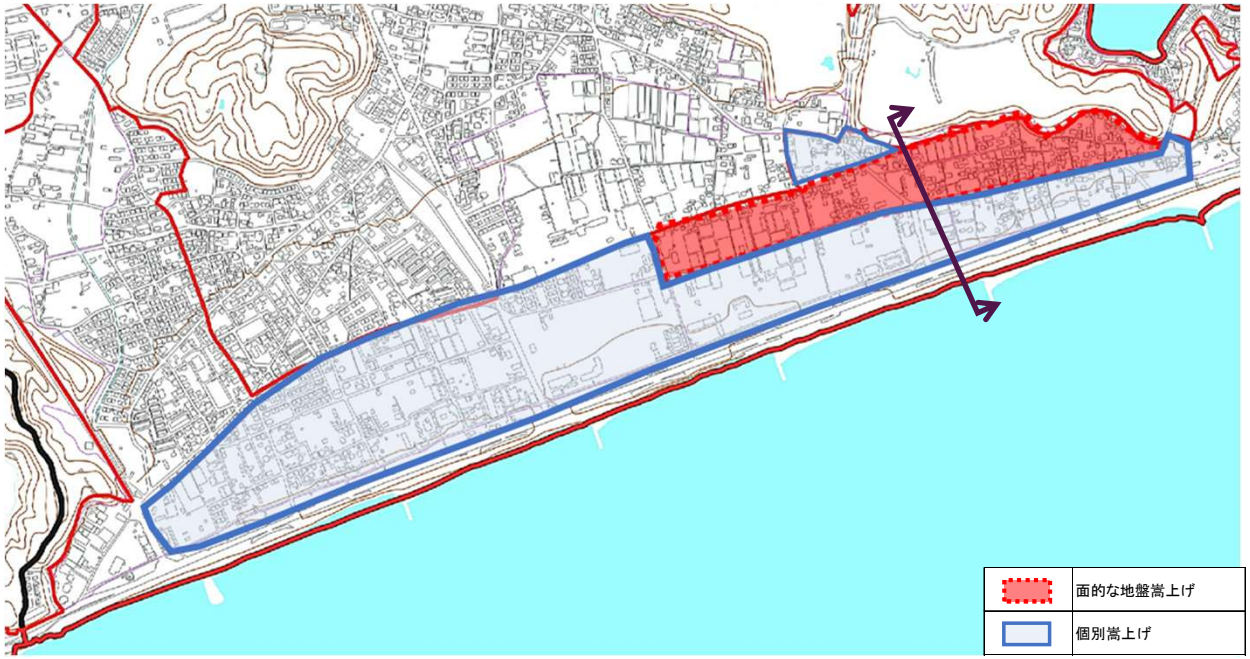
浦戸地区（浦戸小学校周辺）



浦戸小学校については、
被害状況や建物の更新時期、生徒数の状況等にあわせた再建の検討

１案　嵩上げ案　【計画図・側面図】

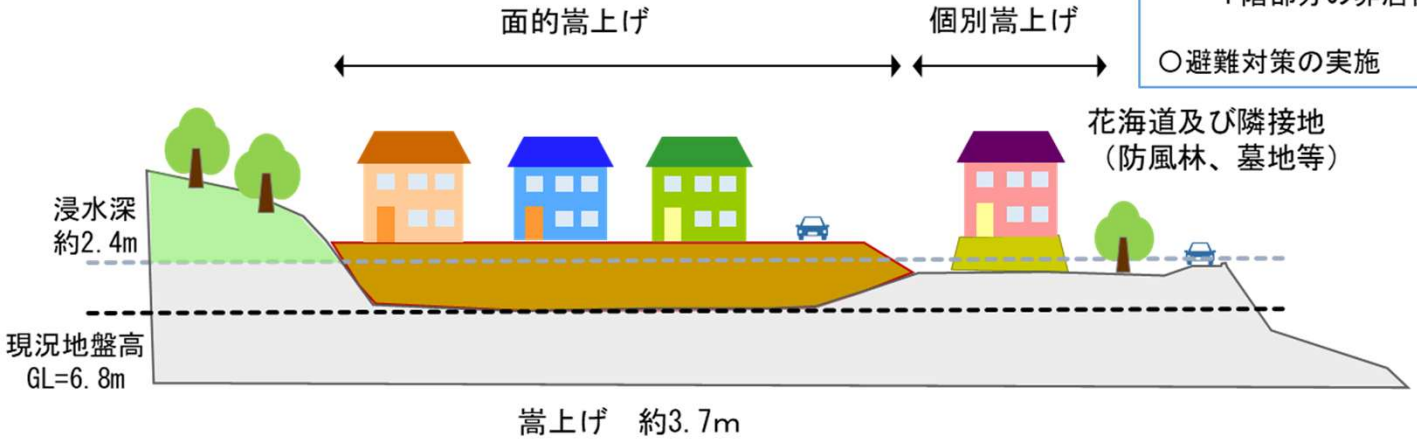
長浜地区(花海道沿道)



○浸水深２ｍ以上の箇所
・面的な嵩上げによる住宅地の形成

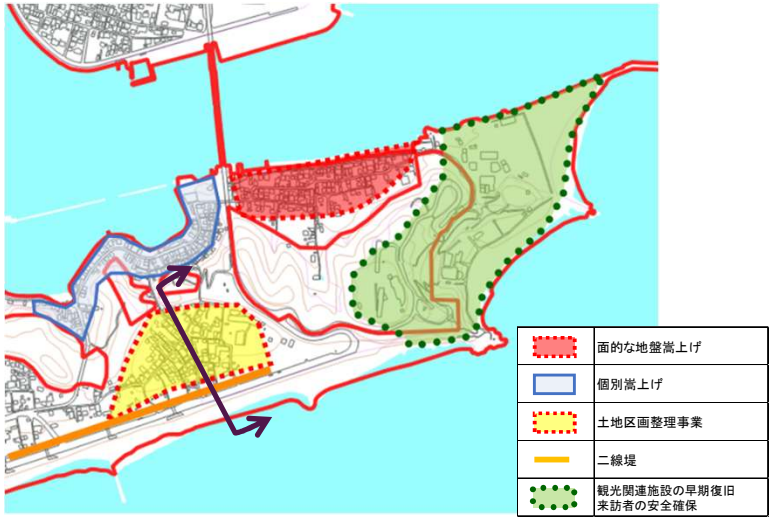
○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

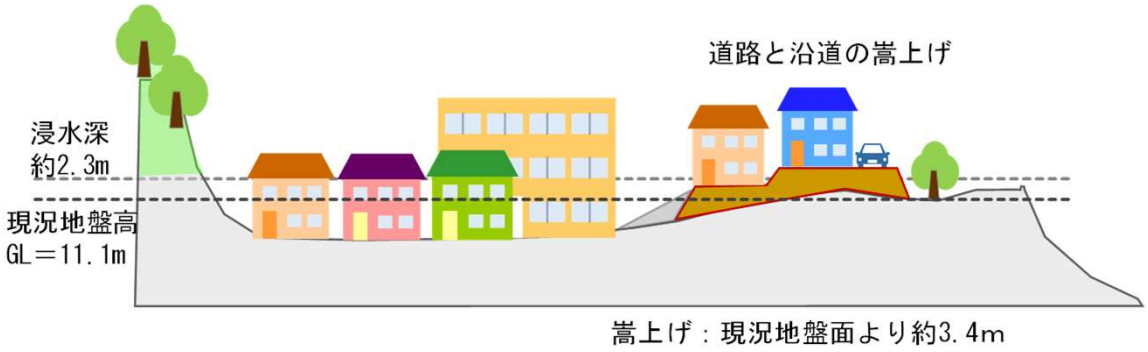
○避難対策の実施



２案　嵩上げ（一部）＋二線堤形成案 【計画図・側面図】

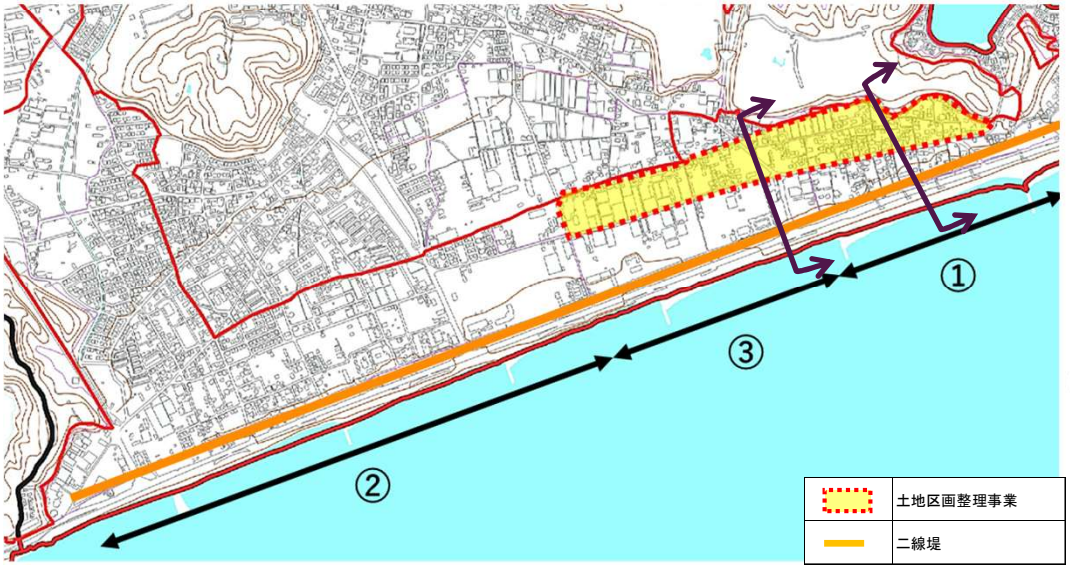
浦戸地区



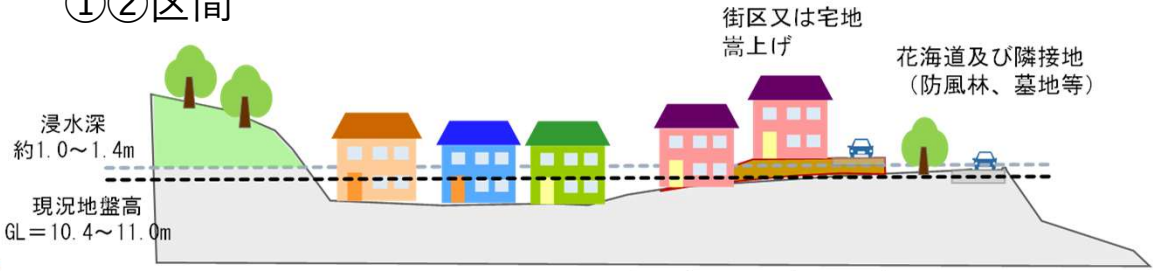


嵩上げ：現況地盤面より約3.4m

長浜地区（花海道沿道）

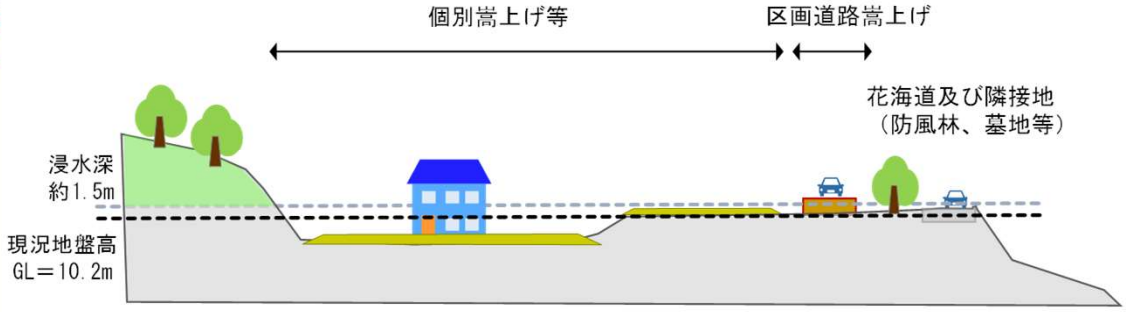


①②区間



嵩上げ：現況地盤面より約1.5～2.1m

③区間

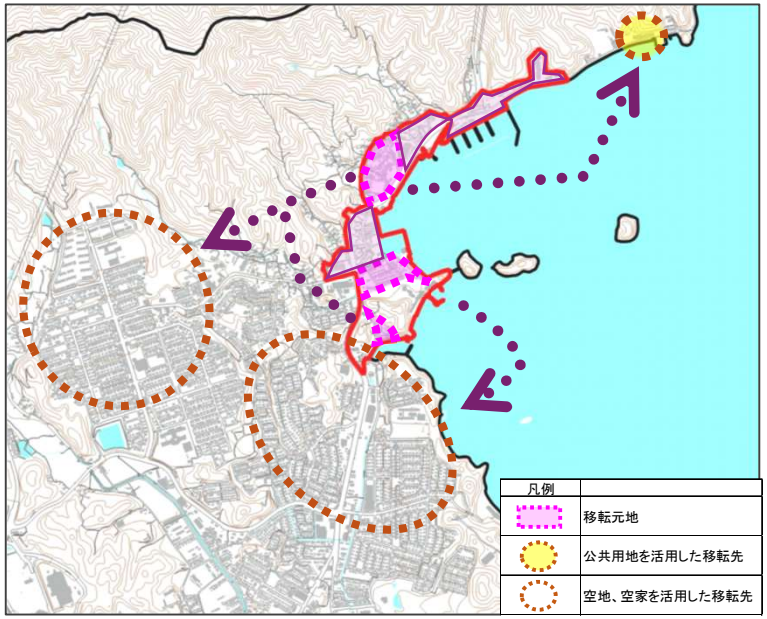


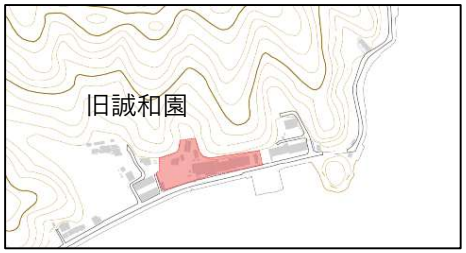
嵩上げ：現況地盤面より約2.3m

※二線堤を形成する道路空間等は緊急輸送等の代替・補完機能のために必要な幅員確保も検討

３案　移転対応案【計画図・側面図】

横浜地区



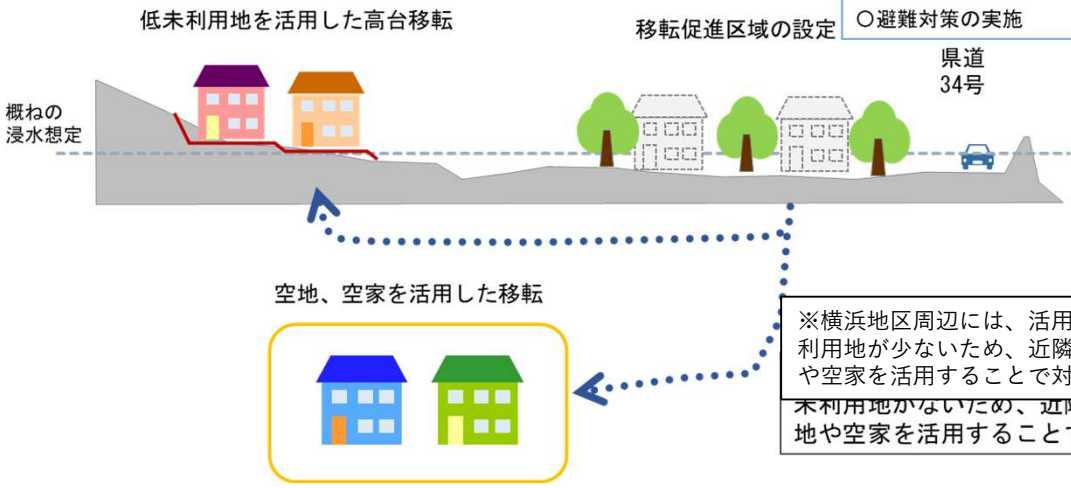


○浸水深２ｍ以上の箇所がある海岸付近
・移転促進区域を設定し安全な住宅地への移転促進

○移転希望者の住宅
・隣接地域の低未利用地，空家を活用した住み替えの促進

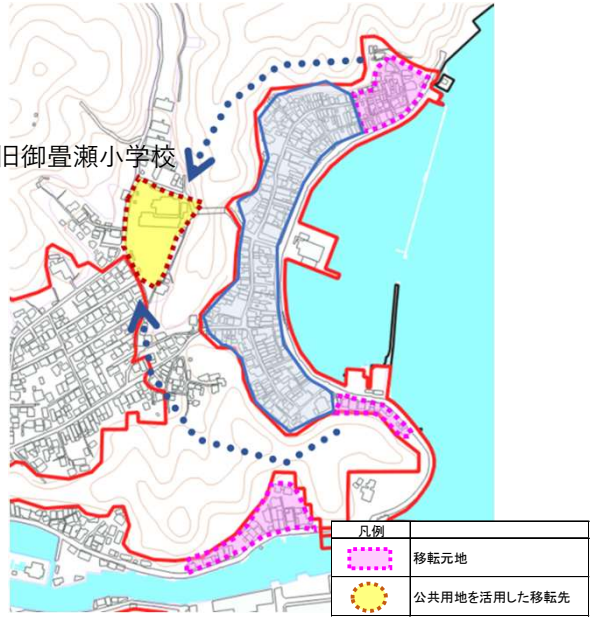
○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

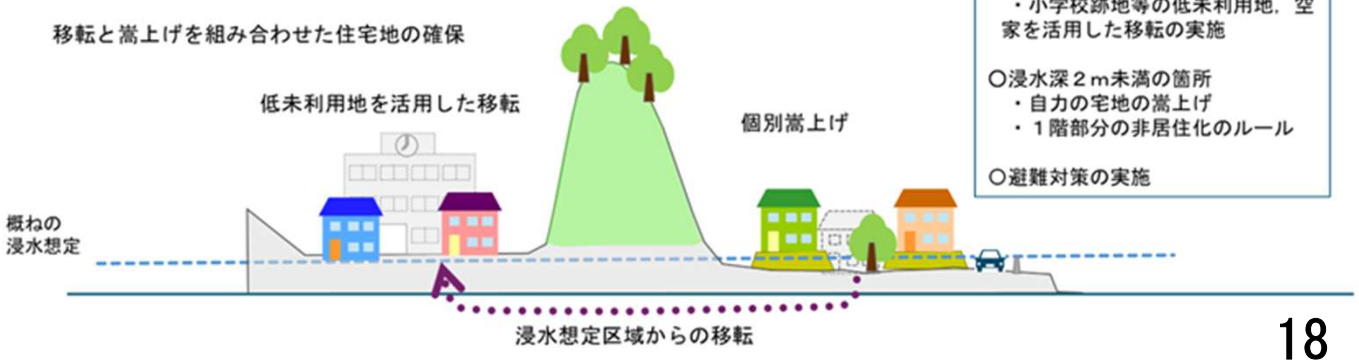
○避難対策の実施



※横浜地区周辺には、活用できる公有地の未利用地が少ないため、近隣の住宅地内の空地や空家を活用することで対応する。

御畳瀬地区





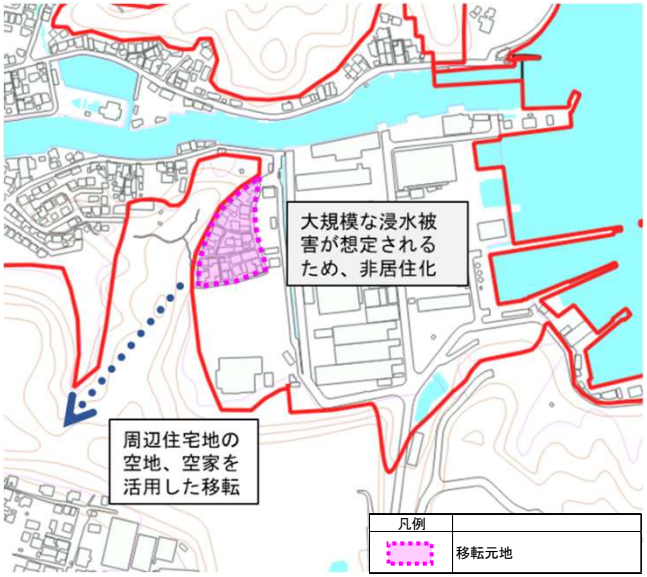
○浸水深２ｍ以上の箇所がある海岸付近
・小学校跡地等の低未利用地，空家を活用した移転の実施

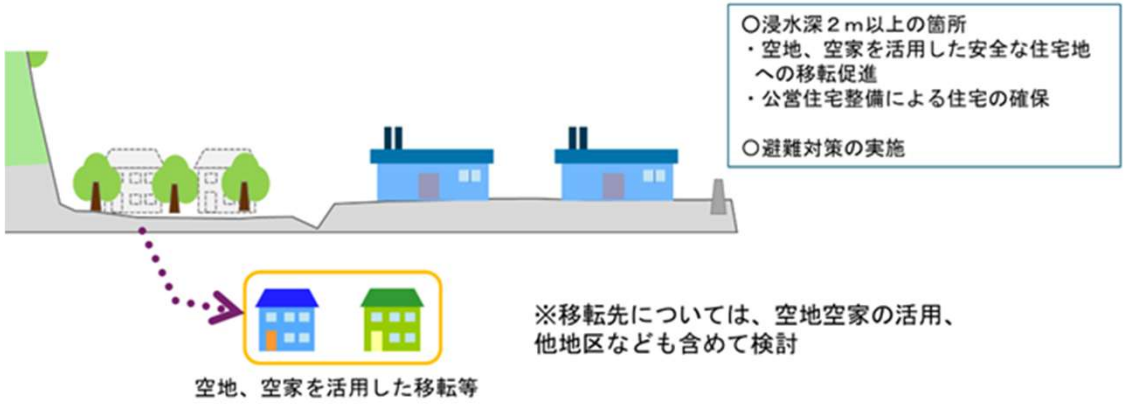
○浸水深２ｍ未満の箇所
・自力の宅地の嵩上げ
・１階部分の非居住化のルール

○避難対策の実施

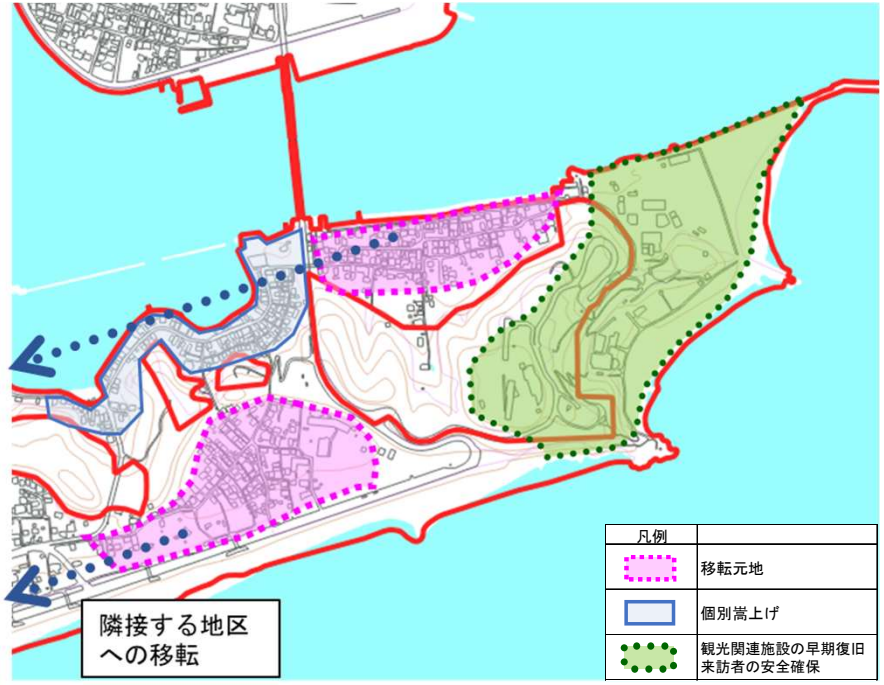
3案　移転対応案【計画図・側面図】

藻洲潟地区

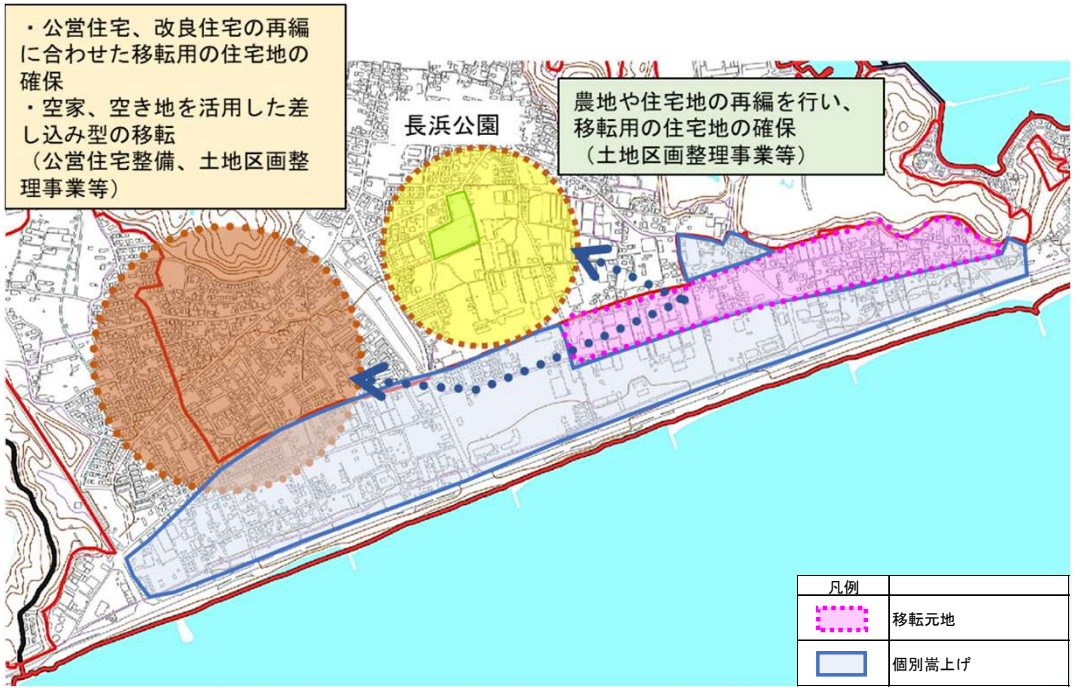




浦戸地区



長浜地区(花海道沿道)



長浜地区における主要な復興事業費の比較（概算）

【事業費】

○１案　嵩上げ案　事業費

嵩上げ土地区画整理事業	約31ha	約350億円

○２案　嵩上げ（一部）＋二線堤形成案　事業費

嵩上げ土地区画整理事業	約32ha	約350億円
二線堤嵩上げの土地区画整理事業	約　8ha	約50億円
合計	約40ha	約400億円

○３案　移転対応案

防災集団移転促進事業　　400 戸移転想定※1　～150億円

１戸当　～ 36,780 千円※2と想定

※1　移転元各地区の合計　506戸×80%≒400戸　次頁参照

※2　東日本大震災石巻市事例より36,780 千円

（石巻事例にデフレーターで補正した数値）

なお、平坦地・既成市街地等を主想定した場合として 補助限度額移転１戸当り約18,000千円以内を想定した程度とも見込まれる。

１戸当り規模は400～500㎡と想定

○移転戸数の想定
移転対象区域の世帯の80%＝約406世帯(506×0.8）の移転による再建を想定すると、移転先想定の規模としては満たしていると考えられる。
また、公営住宅入居を20%（100世帯）と想定すると、現在の公営住宅における政策空家の活用、もしくは、上記移転用地への災害公営住宅建設等により対応可能と考えられる。
（※20%は災害公営住宅と想定，東日本大震災(宮城県)及び熊本地震事例による。）

【事業期間】

移転案の移転先候補地は、造成期間が短期にできる可能性が高い一方、嵩上げ案については、被災が軽度の権利者を含めた合意形成等と工事における盛土・安定化等の期間を要するため、事業期間が長期化する恐れがある。

【事例】谷山第三地区(鹿児島市)：34.9ha,38,300百万円→約1,100百万円/haより

東日本大震災等における住宅被害と仮設住宅の供給戸数及び災害公営住宅の建設戸数（単位：戸）

	全壊戸数	住宅数			全壊に対する比率		
		建設仮設住宅	借上げ仮設住宅	災害公営住宅	建設仮設住宅	借上げ仮設住宅	災害公営住宅
岩手県	19,507	13,984	3,474	5,964	71.7%	17.8%	30.6%
宮城県	83,000	22,095	25,137	16,093	26.6%	30.3%	19.4%
福島県	15,218	16,800	25,554	7,697	110.4%	167.9%	50.6%
計	117,725	52,879	54,165	29,754	44.9%	46.0%	25.3%
熊本県(熊本地震)	8,673			1,715	0.0%	0.0%	19.8%

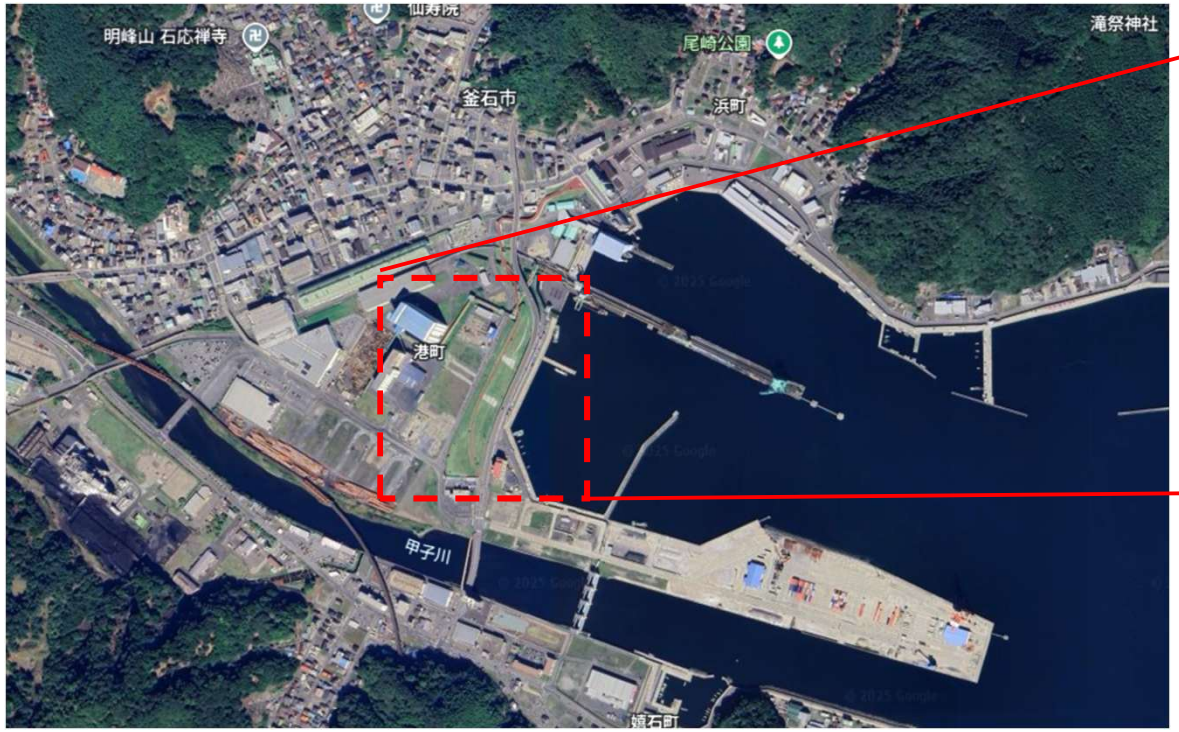
移転元・移転先の住宅戸数の状況

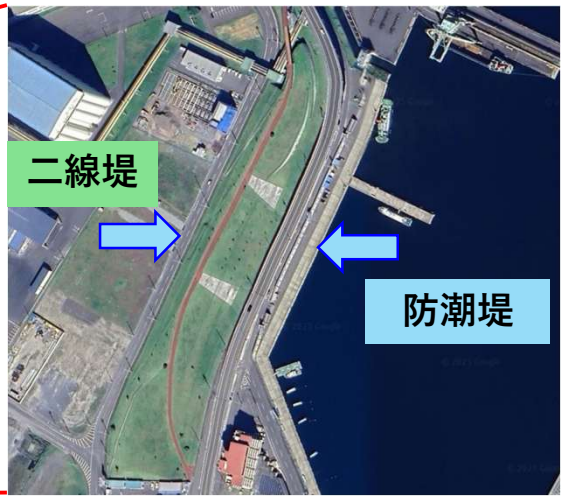
（既成住宅地における、空地、空家の活用及び公営住宅の活用（赤文字）を含む）

地区	移転元の戸数（推計）※1	移転先の戸数（想定）※2	
		移転候補地	戸数
横浜地区	150	旧誠和園 空家・空地利用 （瀬戸東、横浜新町、瀬戸西町団地） 横浜団地市営住宅の空室	248
御畳瀬地区	32	旧御畳瀬小学校	17
藻洲潟地区	24	移転元地＋長浜雨水場北の土地	40
浦戸地区	150	（地区内に無し）	
花海道地区	150	長浜公園 袖林公園、三軒家児童遊園、袖林児童遊園	50
その他の地区	―	新川川沿岸西部 競馬場北側沿道 競馬場南側山林 長浜西ノ田緑地 競馬場西側 市営住宅・改良住宅の再編に伴う政策空家	331
合計	506		686

※１：移転元となる区域で居住者がいると思われる住宅戸数（住宅地図より計測）
※２：市提供資料をもとに図上計測による面積から算出した住宅建設可能戸数の想定

二線堤整備事例(釜石市)　※防潮堤と二線堤が近接している事例





避難路機能を兼ねた防災緑地

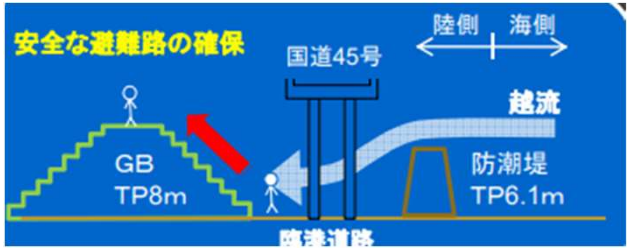


釜石市の防災緑地（三重の防護）



●概要

湾口防波堤や防潮堤、避難路を兼ねた防災緑地の三重の防護により津波の減勢を図る。



復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ

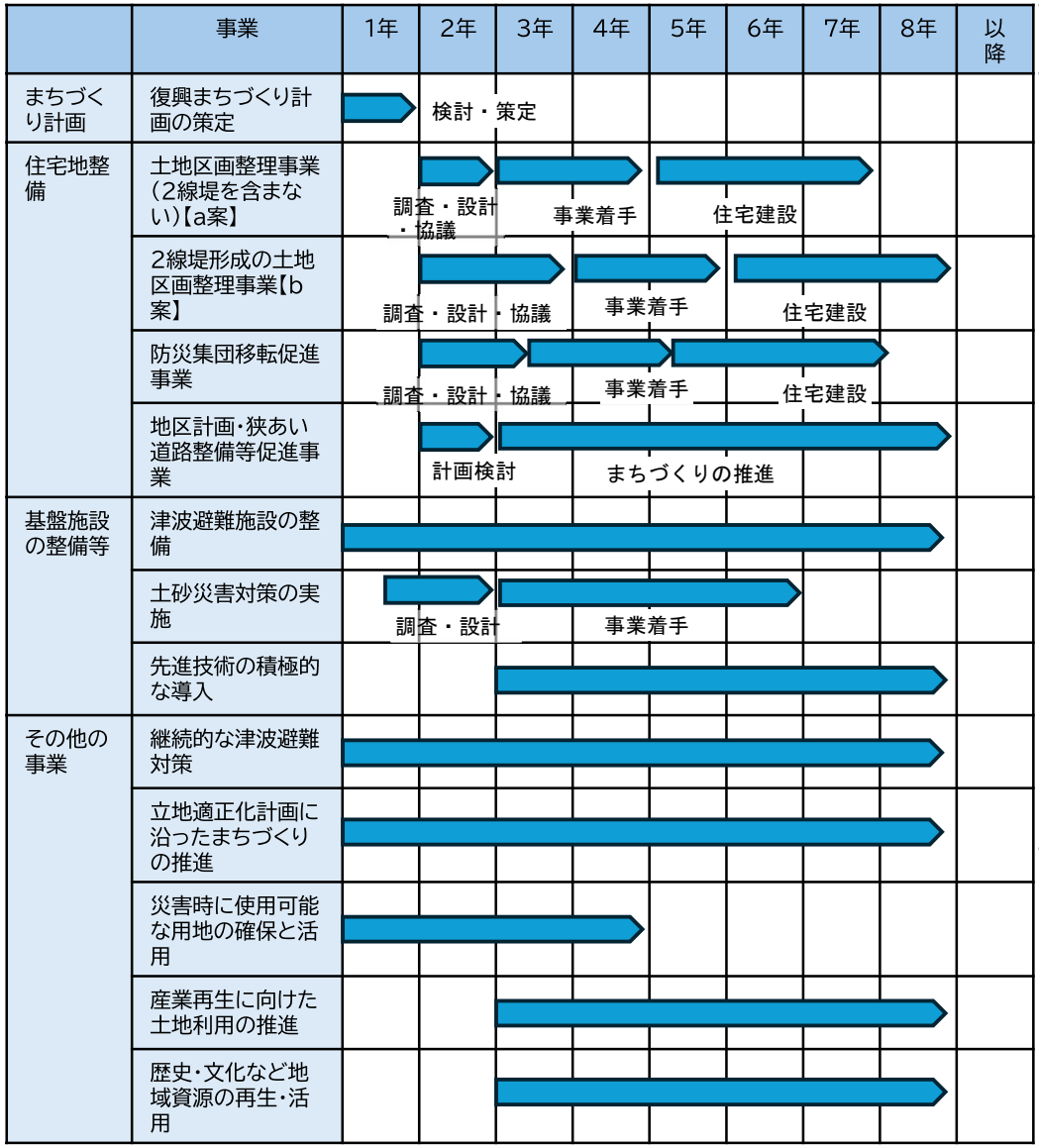
	災害発生	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目
住宅・まちづくり		○応急仮設住宅整備 ○市庁舎等の仮設整備 ○公的サービスの機能復旧		○災害公営住宅整備 ○市庁舎等の整備					

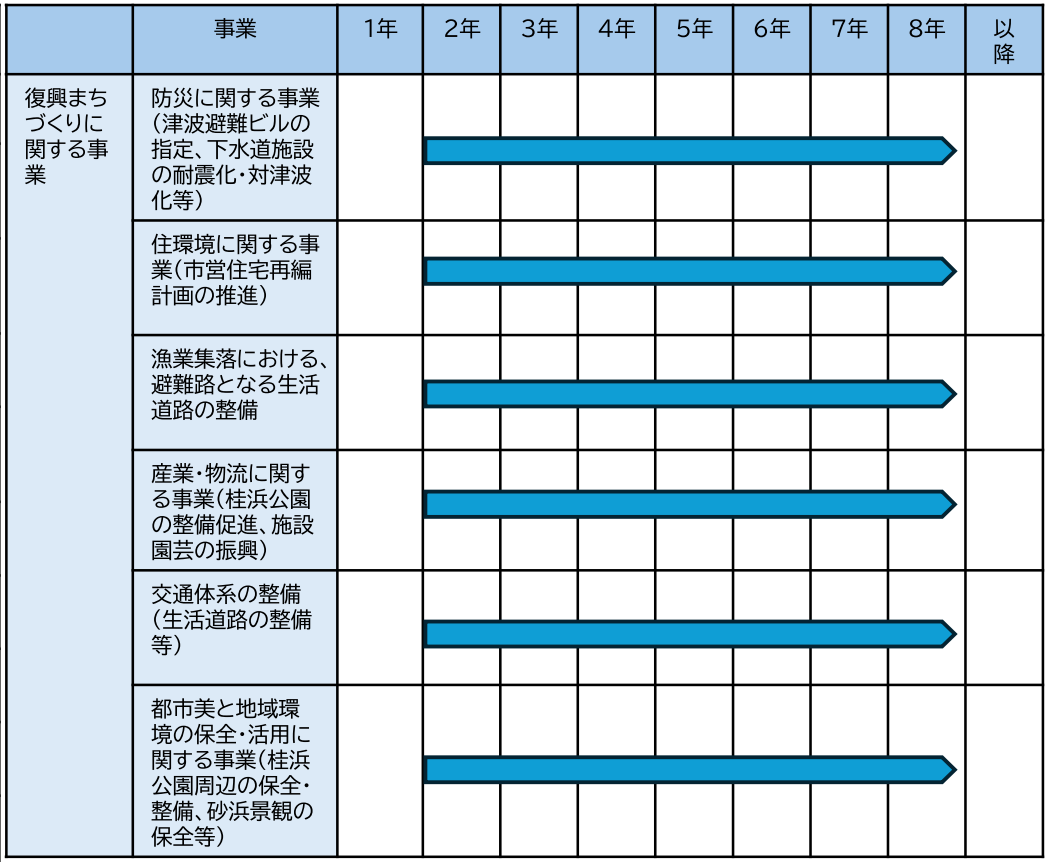
復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の１年間は，復興まちづくり計画の策定を想定し，１年後から事業に関する調査や調整を実施（１～２年），その後に事業着手，住宅建設等が進むと想定します。

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針では、発災から約1か月の応急復旧を「応急対策期」とし，約1か月から約8年間の復興を「復旧・復興期」としており，　発災後8年間を目途としてハード整備を含めて完了を目指します。



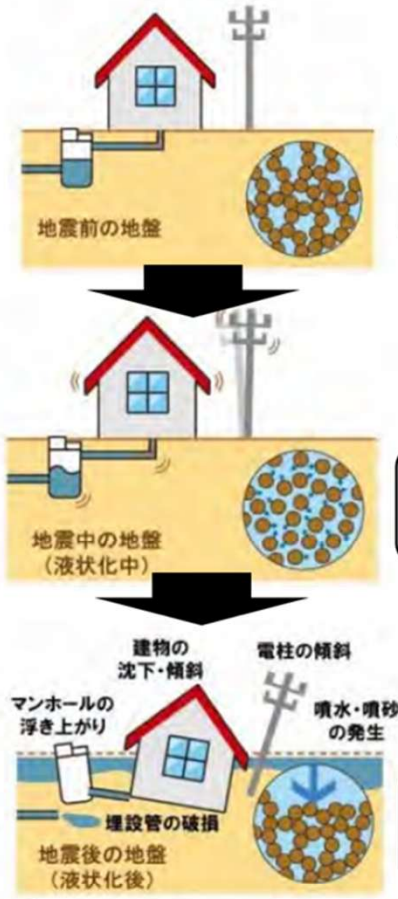


広域避難協定一覧

仁淀川町	令和４年11月１日	締結
いの町	令和６年３月29日	締結
香美市	令和７年12月22日	締結

液状化について

液状化はどうやって起こるの？



土の粒子が互いに支えあい、その間を水が満たして、地盤を支えています。

地震によって、土の粒子の結合がなくなり、水に浮いた状態となります。

土の粒子は水と分離し、地盤の沈下や亀裂が発生します。

液状化が発生しやすい条件

①地下水位が高い
②砂地盤（特に砂の粒形が均一である）
③震度５強程度以上

■令和６年能登半島地震液状化被害の分布と特徴
国立研究開発法人防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門　先名重樹
令和5年度第4回災害レジリエンス共創研究会（令和6年3月5日）

液状化による被害の状況

液状化が起こることで地盤が液体のようにドロドロになり、建物や構造物・塀等が沈んだり傾いたりします。また、マンホールや埋設管（水道管・下水道管等）が浮き上がったりします。





①石川県



②富山県



①②　■令和６年能登半島地震における被害と対応　国土交通省　令和６年６月

液状化可能性予測図

県が公表している「液状化可能性予測図」では液状化が起こる可能性がある地域を示しています。

※液状化可能性予測は、必ず液状化が発生するしないを断定したものではありません。



■高知県防災マップ「液状化可能性予測図」

液状化について

事前対策はできるの？

個人での対策

事前に対策を行う場合は、今住んでいる土地の土質を変えるか、支持杭を液状化しない支持層まで打ち込む必要があります。
ただし、民有地における対策は原則として所有者等の責任において行うものとされているため、いずれの対策も個人負担となります。

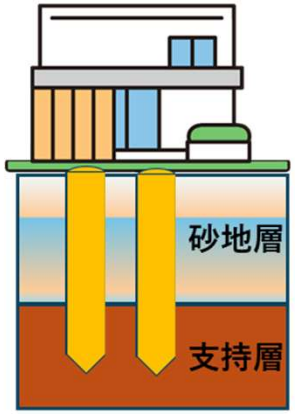
※自治体によっては地盤調査・液状化対策の工事への補助金を一部負担している事例があります。

①土質を変える

・地盤改良
・地下水低下工法



②支持層まで杭を打つ



「土質」土の性質や特徴
「支持杭」建物や構造物を支えるために地面に打ち込む杭（くい）の一種
「支持層」建物や構造物の重さをしっかり支えることができる固い地盤の層

液状化発生後の対策

個人での対策　液状化対策事業支援

対象範囲（イメージ）引用元：石川県かほく市HP，石川県かほく市災害復興対策課　液状化対策に関する住民説明会資料より

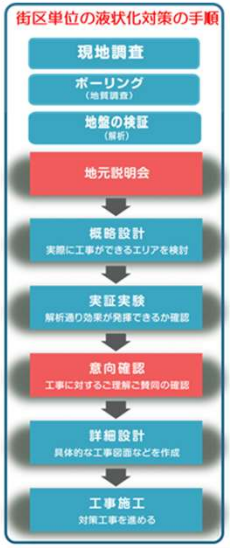
復旧工事
地盤改良工事
傾斜修復工事



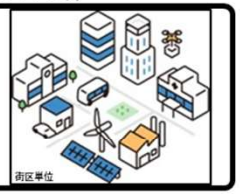
石川県かほく市事例　補助率：補助対象となる工事金額　から　50万円　を控除した額の　6分の5
工事金額限度額「1,200万円」（工事金額が左記以上の場合、補助金額は最大「958.3万円」）
※補助率は自治体によって異なります。

行政＋住民での対策　街区単位の液状化対策

市街地液状化対策推進ガイダンス(令和元年6月、国土交通省都市局都市安全課)及び能登半島地震による液状化対策に関する新潟市パンフレットより）



公道で囲まれた複数の宅地で形成される街区において、大地震が発生した際に液状化を起こりにくくするために、一体的に対策を行います。
※検討の結果、対策が実施できない場合もある。



事業の留意点

○地区・街区の住民の合意が必要です。

○地盤調査等の結果や検討工法によっては事業が実施できない場合があります。

○事業実施及び工法によっては維持管理費用に関する費用負担が生じます。

街区単位の主な対策工法



地下水位低下工法
地下水位を下げることで液状化の発生を抑制します。



格子状地中壁工法
地下にコンクリートの壁を作ることで、砂粒がばらばらに動かないようにし、液状化の発生を抑制します。

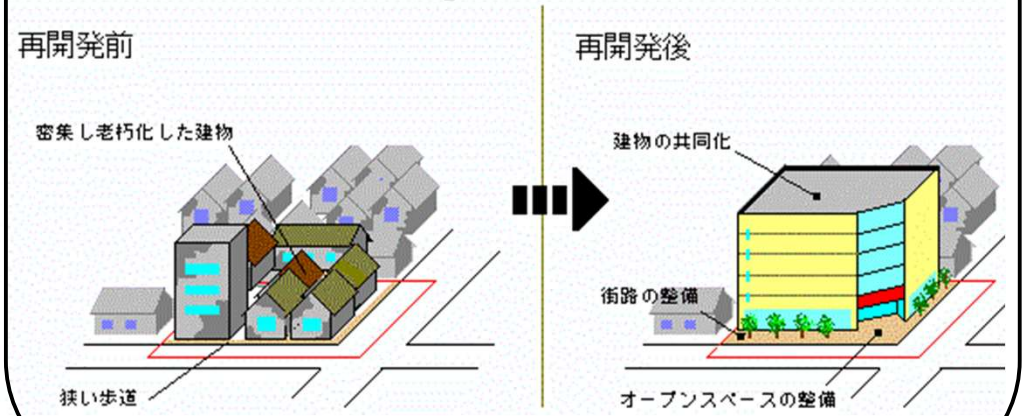
宅地液状化防止事業（国土交通省HPより）

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助します。
事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
国費率　：1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）
交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費用及び工事費

市街地再開発事業について

市街地再開発事業ってなに？

・市街地再開発事業は、「老朽化した低層建築物が密集し生活環境などが悪化した地区において、敷地を共同で利用して中高層の建築物に建て替え、併せて広場・公園などのオープンスペースの確保や道路など公共施設の整備を一体的に行うことにより、快適で安全なまちに再生すること」を目的としています。



■神戸の再開発 震災復興市街地再開発事業　神戸市HP





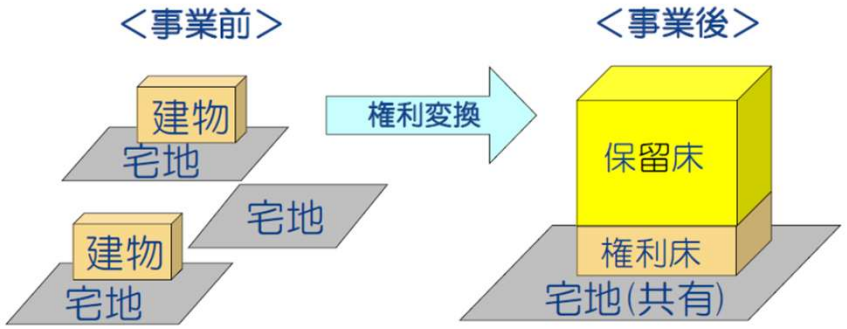
再開発後のまちの状況

■「神戸市の市街地再開発事業等パンフレット」

市街地再開発事業の仕組みは？

・地区内の土地・建物について以前からある権利が建築した新しいビルに移し替えられます。この仕組みのことを「権利変換」といい、事業以前から地区内に権利を持つ人が、事業後に新しいビルの中に取得する床のことを「権利床」といいます。

・新しいビルを建築するためには資金が必要ですが、市街地再開発事業では新しいビルの床の一部を売却することによって、その資金を生み出します。この売却する床のことを「保留床」といい、「保留床」を売却することによって得た「保留床処分金」等によって事業費をまかなっています。



■市街地再開発事業の概要（民間施行）東京都都市整備局HP

市街地再開発事業について

市街地再開発事業について　阪神・淡路大震災における市街地再開発事業の事例（新長田南地区）

事業によるまちの変化状況（新長田南地区）

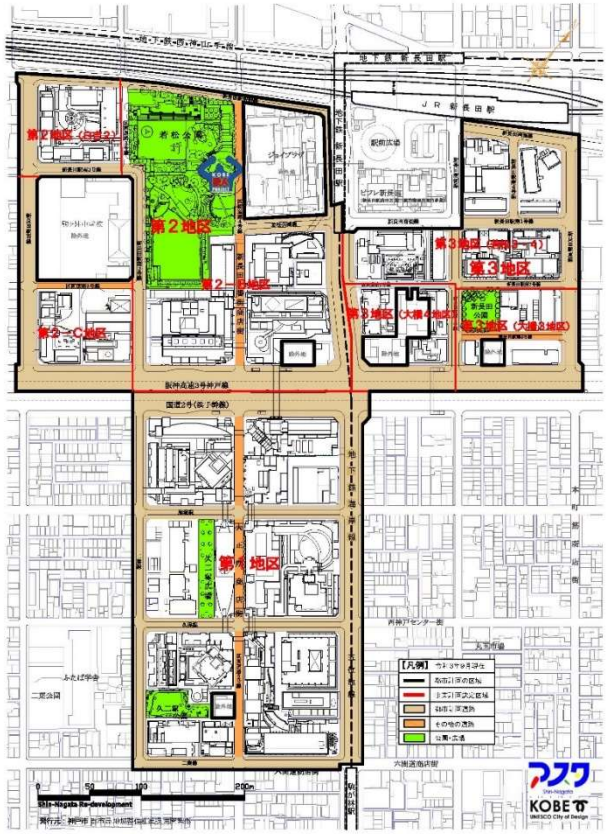
（阪神・淡路大震災における活用について）

・国において阪神大震災における市街地の被害の甚大さを踏まえ、阪神・淡路大震災に伴う緊急立法の一つとして、基本的な特例措置を盛りこんだ災害時の都市計画制度ともいうべき、「被災市街地復興特別措置法」を制定。この中で、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について緊急に復興を図るために市街地の整備改善を推進する「被災市街地復興推進地域」制度が新しく都市計画制度として創設されました。これを受けて、震災から2ヶ月後の平成7年3月17日、「六甲道駅南地区」および「新長田駅南地区」の2地区を、被災市街地復興推進地域の指定とあわせて都市計画決定し、震災復興市街地再開発事業として推進しています。



■神戸の再開発 震災復興市街地再開発事業　神戸市HP

事業概要（新長田南地区）



新長田駅南地区の再開発の事業概要	
面積	19.9ヘクタール
事業年度	1994～2024年度
事業主体	神戸市
事業費	約2、277億円
従前人口	約4、500人
従前権利者数（生活者）	1、596人
住宅供給数	2、845戸

建築制限及び支援について

災害危険区域の指定による建築制限の目的

・**災害危険区域**とは、**津波**や高潮、出水（洪水）などの自然災害による**危険性が高い場所に指定**されるもので、大規模災害が起きた被災地等において、**区域内の建築物を制限や禁止することで災害による被害を予防**することを目的としています。（自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の条例事例について右図参照）

・災害危険区域は、建築基準法第39条の規定に基づき、**地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定**し、**住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定める**ことができる制度です。

・制限がかかる区域内に現存する建物等が、安全な区域に移転する場合に、公共による支援制度があります。

災害危険区域等にある既存不適格等の住宅等の移転や改修への支援制度

・がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転等に対して支援します。
東日本大震災の復興に関する宮古市事例について下表参照。

■がけ地近接等危険住宅移転事業による移転の支援の内容(宮古市)

○がけ地近接等危険住宅移転事業について
・対象となる建物:津波災害危険区域内にある住宅(宮古市災害危険区域に関する条例第３条第１項の規定により，津波災害のおそれがあるとして建築基準法に基づき市が条例で指定した区域

補助金の額【令和４年現在】

補助金の額の詳細

対象	１戸当たりの補助限度額
３ 津波災害危険区域内にある住宅	・危険住宅の除却費 建物の延べ面積×単価（単価は毎年度改訂） ・動産移転費など 97万5千円 ・建物助成費 421万円（建物325万円，土地96万円）

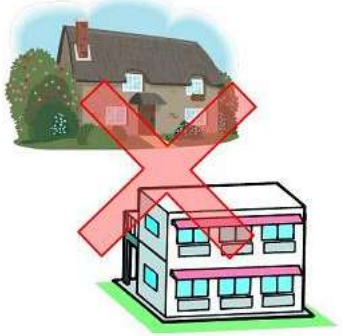
※国土交通省HP及び宮古市HPを参考に編集・加工

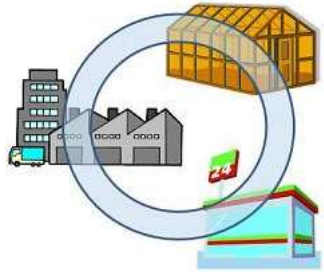
■**災害危険区域における建築制限の事例**
（自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の事例です。）

○**制限の対象となる建物【宮古市事例】**

住宅等（住宅、アパート、マンション、併用住宅および住居の用に供する建物）が制限の対象となります。

事務所、作業小屋、工場、倉庫、店舗などは、制限の対象とはなりません。





○**想定される浸水深に応じた建築制限の内容事例【宮古市事例】**

・想定浸水深2m以上



・浸水深2m以上(下記の2種は1m～2m未満、3種は1m未満)





※宮古市HPを参考に編集

建築制限及び支援について

災害危険区域条例事例(宮古市)

宮古市条例第26号　宮古市災害危険区域に関する条例

（趣旨）
第１条 この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 予想浸水深 東日本大震災復興まちづくりに係る事業の完成後に、平成２３年３月１１日に発生した津波と同じ規模のものが発生した場合に予想される浸水の深さ
(2) 第１種区域 予想浸水深が２メートル以上の地点を含む地形地物により区画された区域
(3) 第２種区域 予想浸水深が１メートル以上２メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域
(4) 第３種区域 予想浸水深が１メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域であって第１種区域又は第２種区域に隣接する区域
(5) 住宅等 住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等住居の用に供する建築物
（災害危険区域の指定）
第３条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第３９条第１項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）として指定する。
２ 災害危険区域は、第１種区域、第２種区域及び第３種区域とする。
３ 市長は、第１項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。
（住宅等の建築の制限）
第４条 第１種区域においては、住宅等を建築してはならない。
２ 第２種区域及び第３種区域においては、市長が別に定める住宅等の構造等の基準を満たす場合を除き、住宅等を建築してはならない。
３ 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。
（適用除外）
第５条 前条第１項及び第２項の規定は、第３条第１項の規定による災害危険区域の指定の際現に当該災害危険区域に存する住宅等を増築し、又は移転する場合については、適用しない。
（住宅等が区域の内外にわたる場合の措置）
第６条 住宅等が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該住宅等の全部について災害危険区域内にあるものとみなして、第４条第１項及び第２項の規定を適用する。
２ 住宅等が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該住宅等の全部について、当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い災害危険区域にのみあるものとみなして、第４条第１項及び第２項の規定を適用する。

（学校等の建築の制限）
第７条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第４条第１項及び第２項の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。
(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校
(2) 医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所
(3) 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する社会福祉事業を行う施設
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

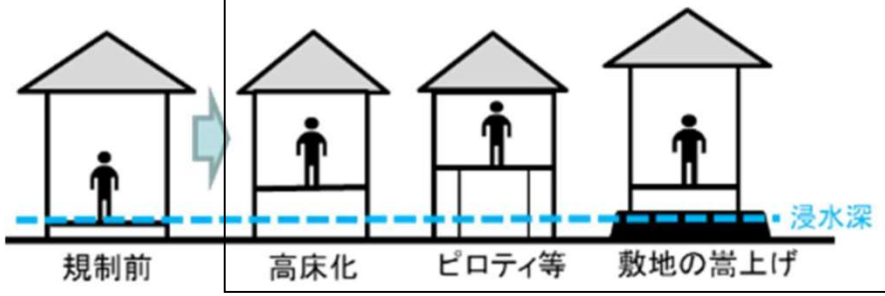
宮古市告示第１９０号
宮古市災害危険区域に関する条例（平成２４年宮古市条例第２６号）第４条第２項の住宅等の構造等の基準を次のように定める。
平成２４年１１月２０日

宮古市長　山本　正徳

宮古市災害危険区域に関する条例第４条第２項の住宅等の構造等の基準は、次のとおりとし、そのいずれかを満たせば足りるものとする。
(1) 住宅等の主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のものであって、当該住宅等の１階以下の階に居室を設けないものであること。
(2) 住宅等の敷地が面する道路のうち、高さが最も低い道路の中心線から当該住宅等の基礎の上端までの高さが第２種区域にあっては１．５メートル以上、第３種区域にあっては０．５メートル以上であること。

現地再建方策及び支援事例について

■現地再建方策のイメージ



住宅等の再建に際しての支援の実施

※支援の対象となる区域を定める。

- **補助対象・期間を限定して設定(仙台市事例)**
- **災害危険区域指定において想定浸水深2m未満に関する建築制限区域を定める(建築可能な用途、構造を定める→宮古市の災害危険区域における第2、3種区域の制限参照)**

※支援内容の事例は右に示す仙台市事例参照

※対策イメージについて水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン
(令和３年５月、国土交通省　都市局 水管理・国土保全局 住宅局)

■現地再建(盛土や基礎の嵩上げ等)に関する支援事例(仙台市)

仙台市では東日本大震災からの復興に際し、市が指定する補助対象区域(災害危険区域外※)について、現地での戸建て住宅の再建のための盛土や住宅基礎の嵩上げ等に対して、支援が実施されました。

※仙台市では、(東日本大震災の復興において)予測される浸水深2mを超える区域は災害危険区域として住宅等は建築禁止、移転に際して別途支援が実施されています。

仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において，移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が，現地での戸建住宅再建のために，盛土，または住宅の基礎のかさ上げ等の津波被災宅地防災対策工事を実施する場合に，工事費用の一部を助成します。(なお，被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手していたものについては，さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

被災時に補助対象区域内に存在していた戸建住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方(法人を除く)，またはその親族

補助対象事業

項目	補助対象工事
基礎かさ上げ工事	既存の戸建住宅の基礎を地盤面より0.5m以上の高さまでかさ上げする工事
高基礎工事	戸建住宅の新築，増改築等に伴い，地盤面より0.5m以上の高さの基礎を設ける工事
盛土工事	戸建住宅の新築，増改築等に伴い，戸建住宅の敷地を0.5m以上盛土する工事及びこれに付随する擁壁工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

【ご注意】

○申込みには，以下のことが条件となります。
- 市税を滞納していないこと
- 平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
- 当該住宅またはその敷地の補助対象工事の施工箇所に対して，過去に補助金の交付を受けていないこと
- 当該住宅に居住していた方が，「仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金」の交付を受けていないこと

○平成34年3月31日までに工事完了するものが対象となります。
○基礎のかさ上げ部分を居室として利用する場合は，補助対象外となります。
○被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額　工事に係る数量に，下記の補助基本額を掛けた額の合計とし，460万円を限度額とします。

●「基礎かさ上げ工事」・「高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm～75cm	75cm～100cm	100cm～150cm	150cm～
1階床面積1㎡当り補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円

●「盛土工事」の場合

盛土高さまたは擁壁高さ	50cm～100cm	100cm～150cm	150cm～
盛土面積1㎡当り補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1m当り補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

担当：仙台市　復興事業局　復興まちづくり部　事業調整課（相談・申請窓口の詳しい場所などは裏面へ）

※仙台市HP

復興土地区画整理事業について

土地区画整理事業ってなに？

・土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、安全で快適なまちを実現するための事業です。

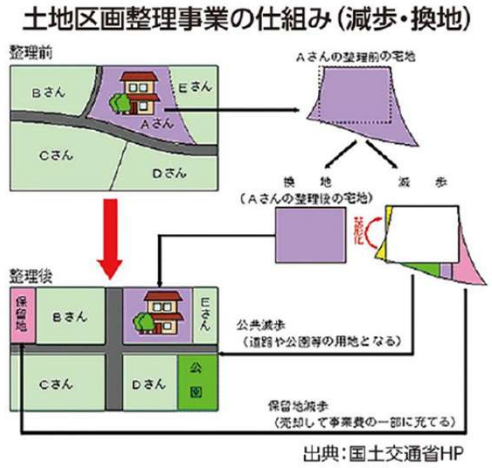


面的な市街地整備による復興イメージ

・津波等により甚大な被害を受けた地区では、土地区画整理事業等の面的な整備を行い、新たなまちづくりを目指すことが想定されます。

土地区画整理事業の仕組みは？

・土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地に充当することや、整備された街区に宅地が再配置される(換地)という特徴があります。



出典:国土交通省HP

東日本大震災における土地区画整理事業(65地区)の実施状況
(東日本大震災からの復興の状況に関する報告　令和6年12 月　復興庁)

復興土地区画整理事業のイメージ







市川市震災復興マニュアル資料を活用させていただき加工

復興土地区画整理事業について

復興土地区画整理事業事例

事業によるまちの変化状況

震災直後　　施行後



■神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業　協働と参画のまちづくりパンフレット　神戸市HP

事業の実施前後の状況(新長田駅北地区)

・阪神淡路大震災の全壊・全焼が著しかった地区や、東日本大震災で津波による壊滅的な被害を受けた地区等で実施されてきました。

■震災前
平成6年5月



■震災後
平成7年5月



■地区諸元と事業計画の概要

		新長田駅北地区
地区面積		59.6ha
震災前状況	人口・世帯数	7,587人・3,267世帯
	建物棟数	2,217棟
被災状況	全壊数	1,580棟
	半壊数	200棟
	被災率	80%
事業計画決定		平成8年7月9日(42.6ha)平成9年3月3日(17ha追加)
減歩率		9％（新長田北エリア）
総事業費		約1,034億円

■復興土地区画整理事業　計画図



復興土地区画整理事業の流れについて

【目安】　1年　2年　3年　4年　5年　6年　7年～

行政

①基本構想の策定・調査



②都市計画・施行規程等決定

③測量・権利調査



④事業計画（青写真）等決定

⑤換地設計・換地計画案作成

⑥仮換地の指定



⑦移転計画の作成

⑧移転補償・移転工事

⑨工事の実施
・道路・公園等工事
・宅地造成・整地　など



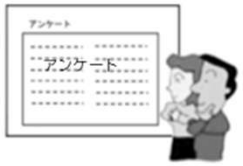
⑨換地計画の縦覧・決定　換地処分
（換地を確定するための手続き）

⑩清算（確定した宅地評価の均衡の調整等）

土地区画整理審議会
土地所有者及び借地権者の中から選挙で委員選出
仮換地・換地計画等の事項について権利者の意見の反映

住民

事業に関する意向の反映
・土地利用意向調査
・個別相談会等の実施
・説明会　など



関係権利者の換地等に関する調整など



仮住まいに引っ越し

工事の進捗に合わせて
新しい住宅を建築
又は
移転した住宅に**居住開始**
注：新築費用等は移転補償費や生活再建支援金等を活用して自己で調達



土地に関する権利が確定

事業完了

東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

土地区画整理事業(全30地区)データ

県	市町村	地区	施行面積 (ha)	事業期間			発災からの期間	被災戸数 (戸)	うち全壊 (戸)	要移転戸数※(戸)	嵩上げ面積(ha)	平均嵩上げ高(m)	参考最大	特記 ※:住宅以外の物件は含まない
宮城県	名取市	閖上	56.8	H25～	33	(9年間)	(11年間)	527	209	130	30.0	3.5		
	名取市	閖上東	57.5	H28～	33	(6年間)	(11年間)	1,529	1,529	2	5.3	2.0		非居住地（防集買取含む）
	気仙沼市	南気仙沼	32.5	H25～	33	(9年間)	(11年間)	872	430	77	32.0	2.9	3.8	
		魚町・南町	11.3	H26～	33	(8年間)	(11年間)	442	326	86	11.3	1.1	2.7	
		鹿折	42.0	H25～	32	(8年間)	(10年間)	696	671	48	42.0	2.3	2.9	
	南三陸町	志津川	60.0	H25～	31	(7年間)	(9年間)	920	920	5	58.5	6.2	10.7	防集合併施行
	石巻市	中央一丁目	1.5	H26～	30	(5年間)	(8年間)	57	57	26	-	-	-	災害公営建設用地確保
		中央二丁目	1.4	H28～	34	(7年間)	(12年間)	38	38	5	-	-	-	観光交流施設等用地確保
		下釜第一	12.1	H25～	30	(6年間)	(8年間)	195	147	12	8.7	0.3	0.3	
		上釜南部	37.6	H27～	33	(7年間)	(11年間)	234	218	3	-	-	-	防集買取地の再編集約
		下釜南部	25.4	H27～	34	(8年間)	(12年間)	377	337	5	-	-	-	
		湊東	29.6	H25～	34	(10年間)	(12年間)	490	293	10	22.3	0.2	1.0	
		湊北	14.8	H25～	33	(9年間)	(11年間)	241	188	23	7.0	0.5	0.5	
		湊西	40.4	H26～	33	(8年間)	(11年間)	683	461	64	25.3	0.5	1.0	
		新門脇	23.7	H25～	31	(7年間)	(9年間)	515	482	28	23.7	1.0	4.0	現地再建
		新蛇田	46.5	H24～	29	(6年間)	(7年間)	0	0	0	45.5	1.5	2.0	移転先地の確保・整備
		新蛇田南	27.4	H25～	30	(6年間)	(8年間)	20	0	2	27.4	1.2	1.7	大部分が農地
		新蛇田南第二	13.7	H26～	30	(5年間)	(8年間)	4	0	0	13.7	1.3	2.0	
		あけぼの北	5.6	H25～	28	(4年間)	(6年間)	0	0	0	5.6	1.2	1.2	既存市街地に隣接する農地
		新渡波	17.8	H24～	29	(6年間)	(7年間)	5	0	0	17.8	1.1	1.1	既存市街地に隣接する農地
		新渡波西	11.1	H25～	29	(5年間)	(7年間)	2	0	1	11.1	1.2	1.2	
	女川町	中心部	198.2	H25～	31	(7年間)	(9年間)	1,765	1,673	79	120.9	4.9	-	最大値(25.0)は錯誤の可能性があり省略
	東松島市	東矢本駅北	22.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	0	0	0	22.0	0.9	1.4	集団移転先の整備
		大曲浜	51.2	H26～	32	(7年間)	(10年間)	1,654	1,075	2	39.8	2.7	3.3	工業団地・漁業施設用地等
		野蒜北部丘陵	91.5	H24～	29	(6年間)	(7年間)	0	0	0	24.7	-	-	新市街地整備
	七ヶ浜町	花渕浜	9.8	H25～	32	(8年間)	(10年間)	143	118	10	6.5	0.5	1.7	漁港隣接住宅地区
		菖蒲田浜	4.1	H25～	31	(7年間)	(9年間)	52	40	3	2.7	0.4	1.5	漁港近接住宅地区
		代ケ崎浜A	4.7	H25～	31	(7年間)	(9年間)	57	42	4	3.8	0.3	1.7	
		代ケ崎浜B	7.4	H25～	32	(8年間)	(10年間)	112	22	44	4.7	0.4	0.9	
	多賀城市	宮内	7.1	H26～	30	(5年間)	(8年間)	145	121	18	7.1	1.1	1.9	
	計		964.7			(206年間)	(278年間)							
			32.2			6.9	9.3							
				国土交通省HP情報を用いた整理_https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000079.html										

東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

防災集団移転促進事業（全41地区）

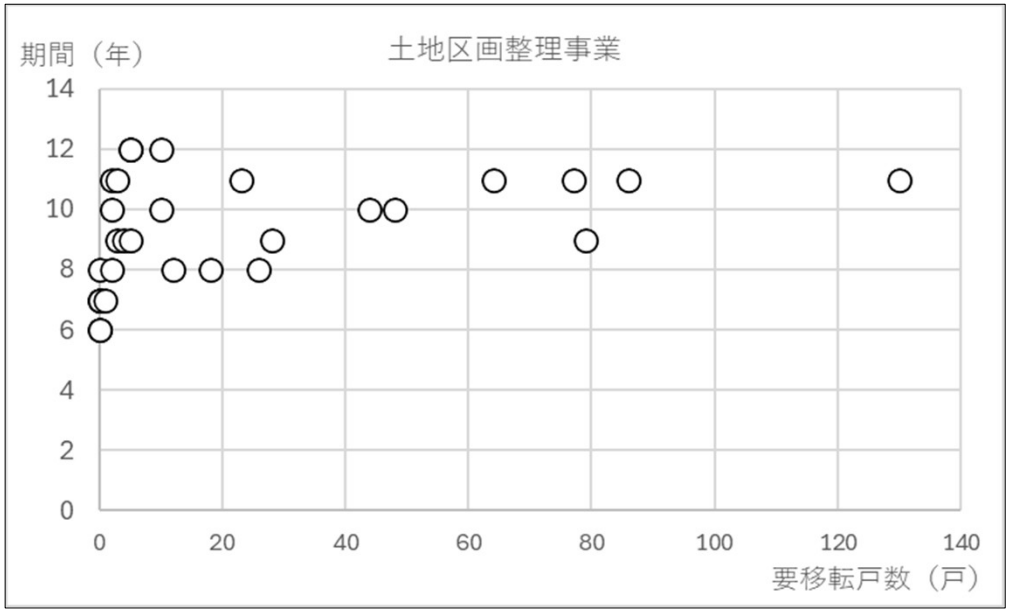
県	市町村	地区	面積 (ha)	事業期間			発災からの期間	団地戸数 (戸)	特記
宮城県	名取市	閖上	2.0	H25～	29	(5年間)	(7年間)	43	
	気仙沼市	南気仙沼	0.4	H24～	31	(8年間)	(9年間)	12	
		気仙沼①	3.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	67	
		気仙沼②	5.7	H24～	28	(5年間)	(6年間)	119	
		気仙沼③	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	23	
		気仙沼④	4.3	H24～	28	(5年間)	(6年間)	52	
		気仙沼⑤	0.4	H24～	27	(4年間)	(5年間)	7	
		気仙沼⑥	2.4	H24～	27	(4年間)	(5年間)	41	
		気仙沼⑦	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	22	
		気仙沼⑧	2.3	H24～	28	(5年間)	(6年間)	56	
		松崎浦田第２	0.4	H24～	28	(5年間)	(6年間)	7	
		松崎前浜	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	14	
		松崎浦田	2.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	35	
		松崎丸森	0.2	H24～	27	(4年間)	(5年間)	5	
		面瀬	2.9	H24～	28	(5年間)	(6年間)	42	
	南三陸町	志津川東	6.5	H24～	28	(5年間)	(6年間)	122	
		志津川中央	4.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	110	
		志津川西	7.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	69	
	石巻市	新蛇田	21.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	826	
		新蛇田南	10.6	H25～	30	(6年間)	(8年間)	321	
		あけぼの北	2.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	142	
		新渡波	4.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	80	
		新渡羽西	3.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	56	
	女川町	荒立	0.9	H24～	26	(3年間)	(4年間)	36	
		宮ケ崎	0.2	H24～	29	(6年間)	(7年間)	8	
		中心部	3.4	H24～	31	(8年間)	(9年間)	117	
		旭が丘	1.7	H25～	28	(4年間)	(6年間)	29	
	東松島市	東矢本駅北	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	547	
		矢本西	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	127	
		野蒜北部丘陵	2.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	367	区画整理区域内
		牛網	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	74	
	七ヶ浜町	花渕浜	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	128	
		吉田浜台	2.0	H25～	26	(2年間)	(4年間)	14	
		菖蒲田浜中田	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	30	
		松ヶ浜西原	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	23	
		代ケ崎浜立花	2.0	H25～	26	(2年間)	(4年間)	23	
	名取市	閖上	2.0	H25～	29	(5年間)	(7年間)	43	
	岩沼市	玉浦西	20.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	269	
		三軒茶屋西	0.3	H24～	24	(1年間)	(2年間)	12	
	山元町	新山下駅周辺	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	268	
		新坂元駅周辺	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	87	
	計		142.7			176.0	227.0	4473.0	
	平均		3.5			4.3	5.5	109.1	

国土交通省HP情報を用いた整理_https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000079.html

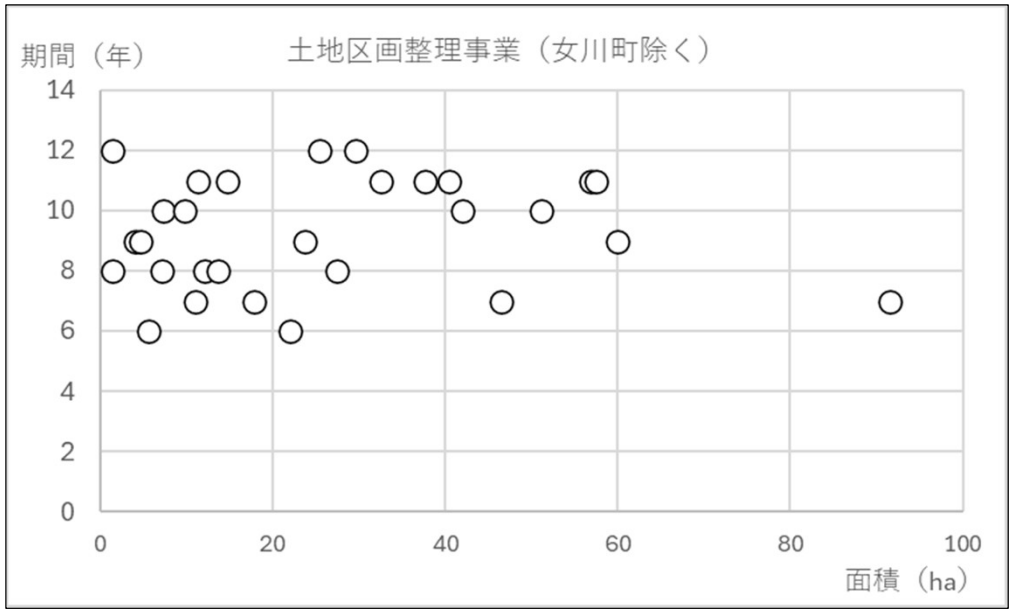
東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

土地区画整理事業（全30地区）

発災からの完了期間×要移転戸数



発災からの完了期間×施行面積



平均事業期間（6.9年間）　発災からの完了期間（9.3年間）

※各地区の詳細な期間については資料編40ページ参照



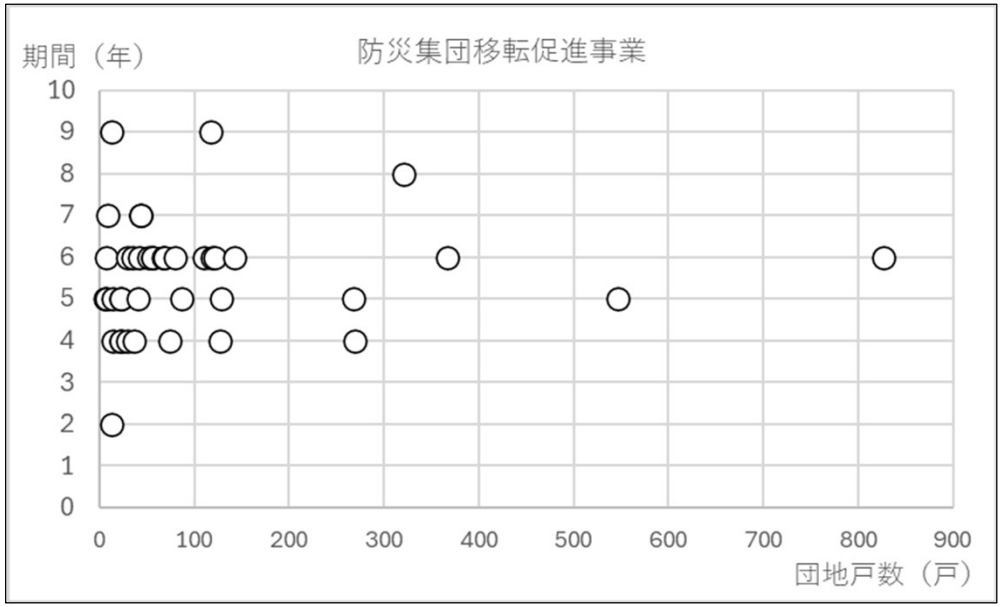
宮城県鹿折地区（復興庁HPより）

出典元:国土交通省HP情報を用いた整理
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000079.html

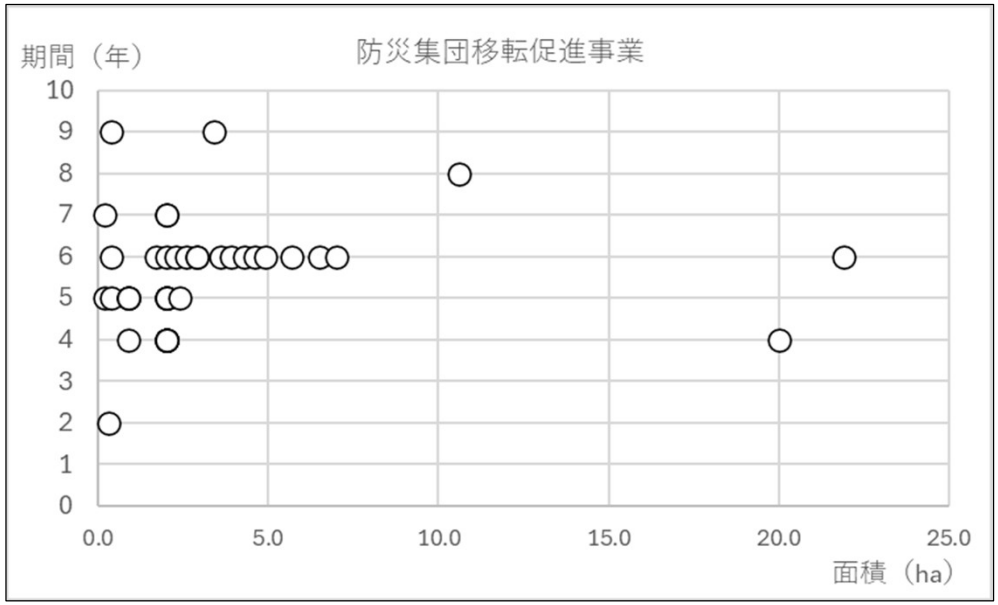
東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

防災集団移転促進事業（全41地区）

発災からの完了期間×計画戸数



発災からの完了期間×施行面積



平均事業期間（4.3年間）　発災からの完了期間（5.5年間）

※各地区の詳細な期間については資料編41ページ参照

宮城県面瀬団地（復興庁HPより）





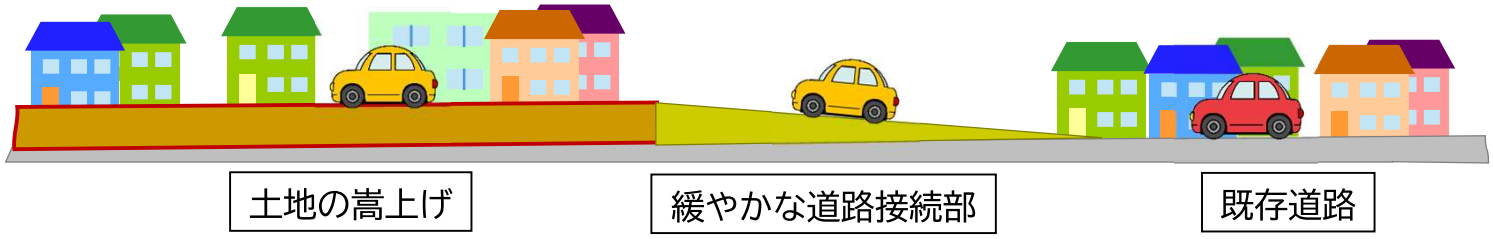
嵩上げ時の段差について

■周辺道路の整備と嵩上げ部との接続等

・嵩上げ部とは現況ネットワークの維持のため、緩やかな道路勾配（５％未満）等での接続を図る。
・各宅地は現況道路による接道条件を確保・改善

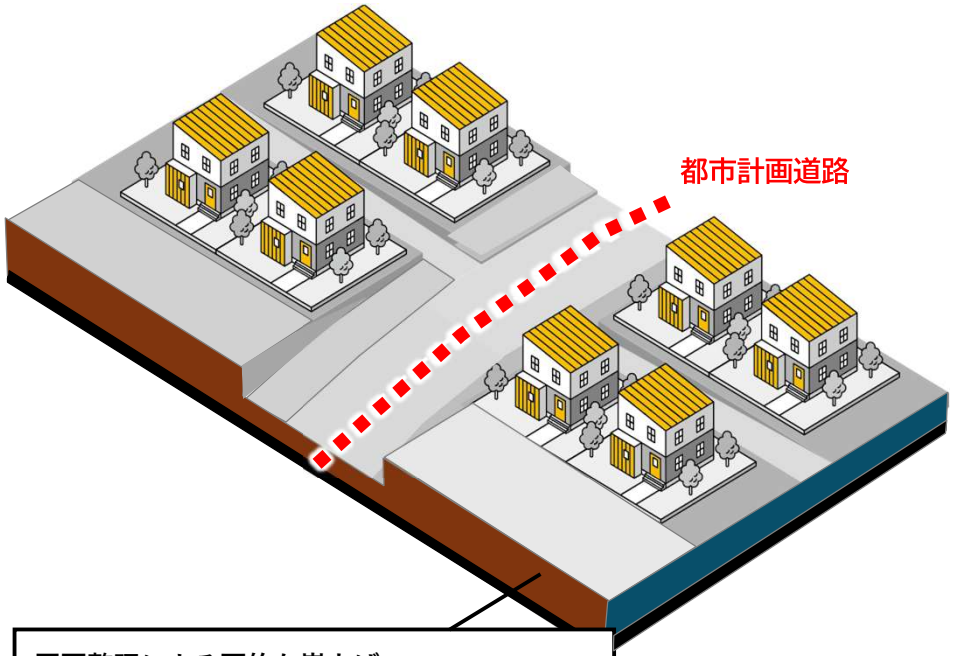


断面イメージ



嵩上げ時の段差について

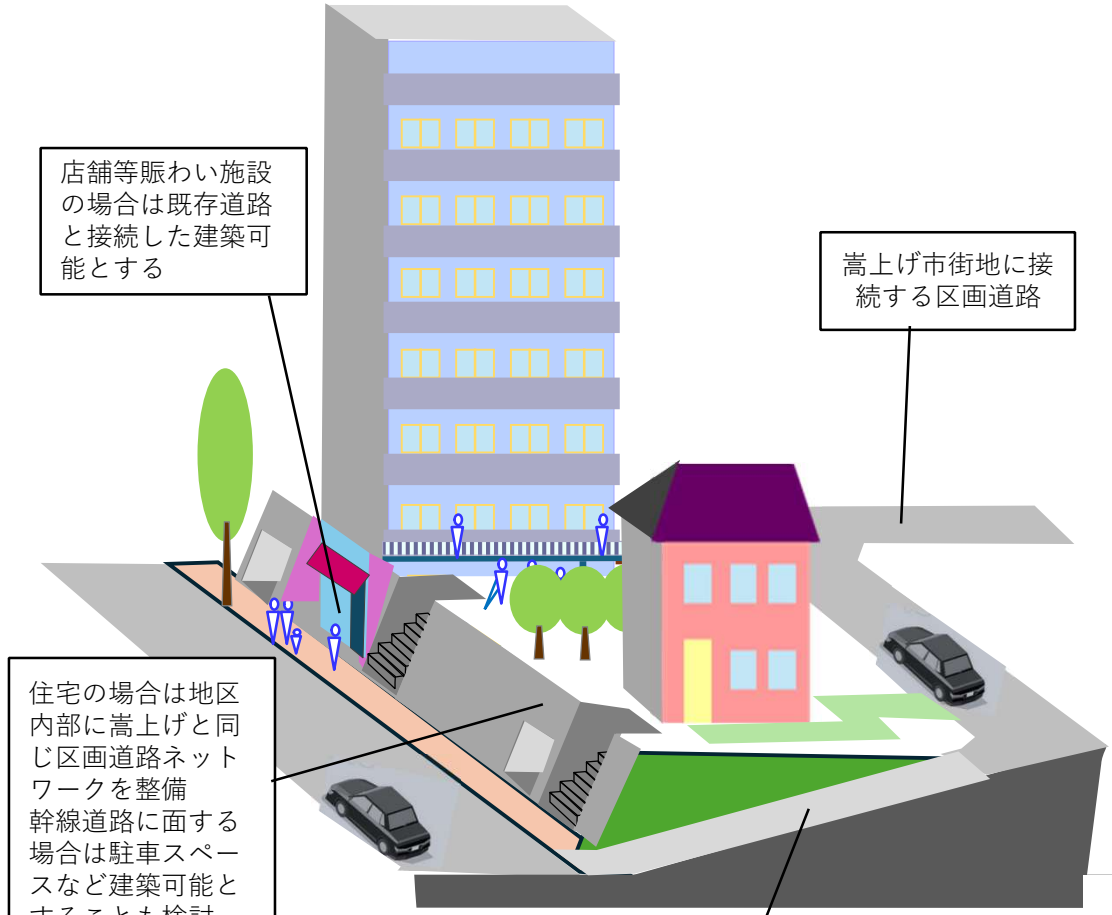
イメージ①
土地区画整理事業による沿道住宅市街地
※都市計画道路の嵩上げにより沿道宅地差の段差を減少



区画整理による面的な嵩上げ
計画嵩上げ地盤高：～3.0m想定
（都市計画道路面からの高低差：～１m想定）

※嵩上げ高さや道路勾配等はイメージとして表現しています

イメージ②
既存幹線道路沿道における嵩上げ市街地形成イメージ

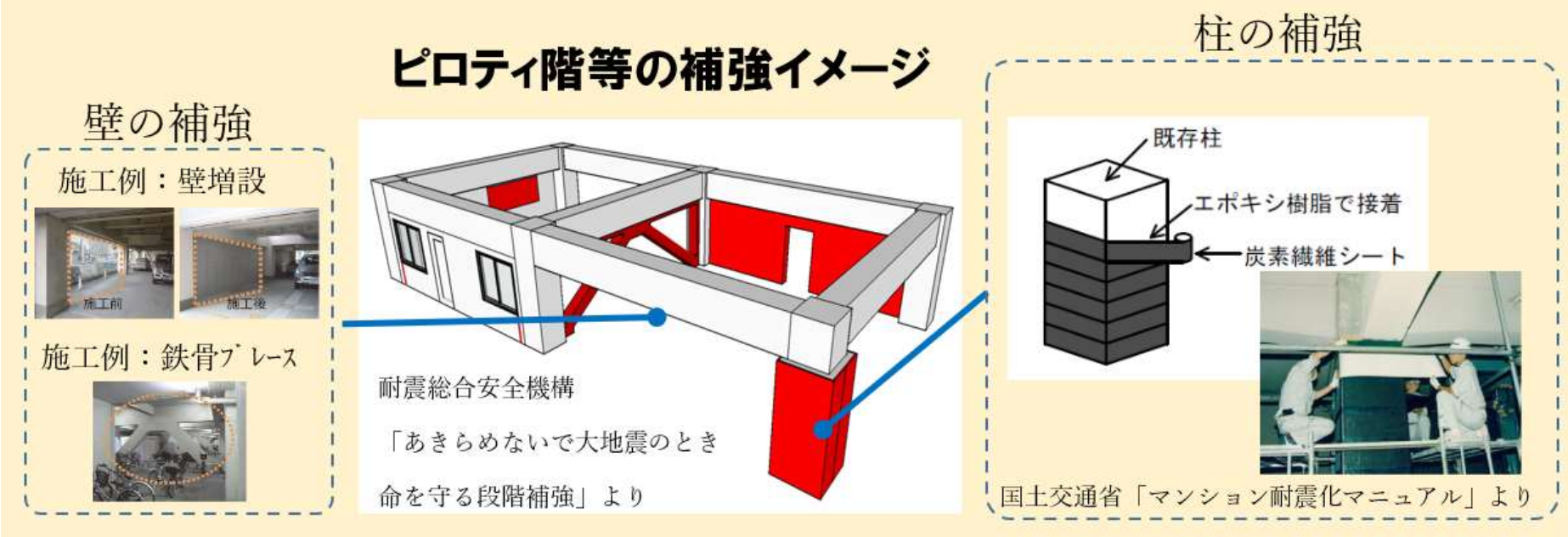


復興(再建)対策の 事例紹介

【参考】事例：命を守るための１階の非居住階等緊急対策事業（東京都）

■事業概要

項目	内容
事業名	命を守るための１階の非居住階等緊急対策事業
対象建物	１階の非居住階等（原則、地上1、2階のIs値が0.4未満）を有するマンション
対象経費	１階の非居住階等の補強設計や補強工事に要する費用
補助率	2分の1（上限17,500,000円）
補助の活用にあたっての支援	耐震診断を実施済みのマンションには、この補助金の対象となるか判断し、具体的な補強方法等についてアドバイスをする専門家を無料で派遣する。また、耐震診断が未実施のマンションには、区市と連携して耐震診断補助等の情報を提供する。



復興(再建)対策の 事例紹介

被災した地域において、国・都道府県において、被災した中小企業等の施設・設備の復旧・再建支援のための補助制度を創設し、支援に取り組まれています。災害の状況や自治体の取組により名称や取組が異なり、過去の主な施策の事例を示します。

令和６年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨





石川県なりわい再建支援補助金

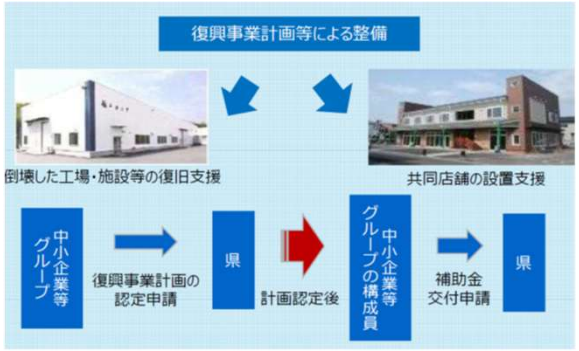
被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設 、生産機械などの設備の復旧費用等を補助
補助対象者　　石川県内に事業者を有する中小企業・小規模事業者等
補助金額　　上限１５億円
補助率　３/４（中堅企業等は１/２）

持続化補助金（災害支援枠）

被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取組に対する補助、最大200万円まで２/3補助、県が100万円まで上乗せする補助あり

熊本地震

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）



被災した中小企業者等の施設・設備の復旧を支援。復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等２社以上がグループを構成して復興事業計画を作成。県の認定を受けた場合に、グループに参加する中小企業が、施設・設備の復旧に係る支援を受けられる制度。
・対象経費：施設・設備の復旧費用・補助率：３/４（国：１/２、県：１/４）
※県負担分の95％は交付税で措置
※企業負担となる１/４相当分は無利子融資も利用可能

東日本大震災

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

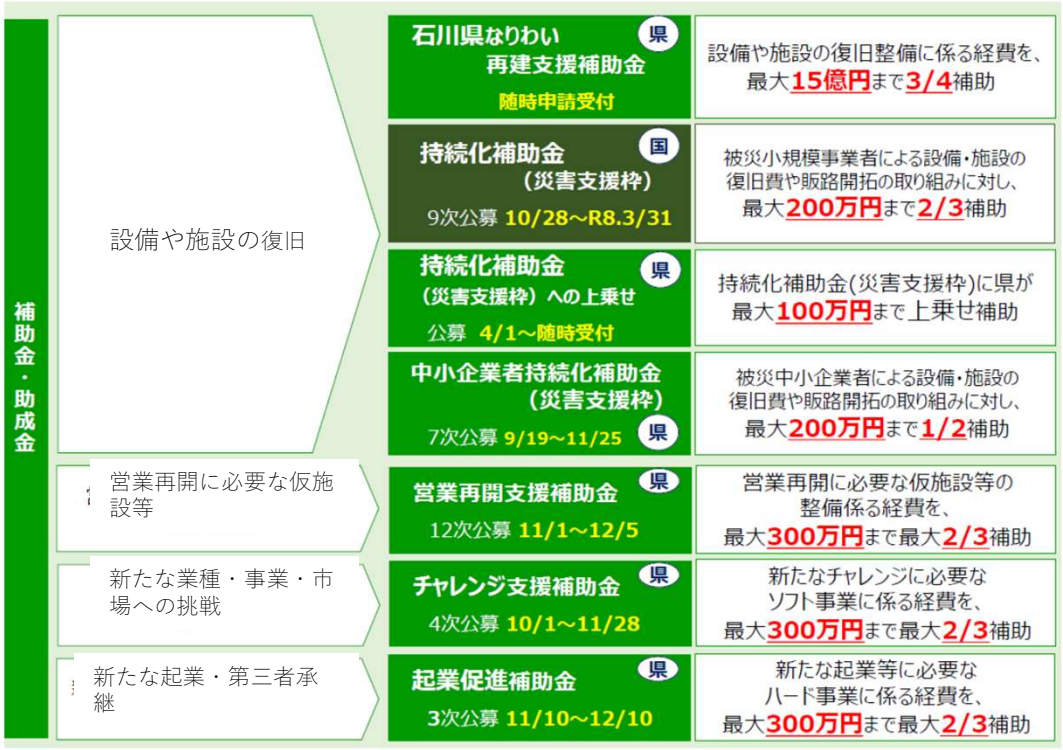


被災した地域において、「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度
東日本大震災では補助率：3/4(国1/2, 県1/4)

復興(再建)対策の 事例紹介

これまで、被災した地域において、国・都道府県により中小企業等の再建に向けた体系的な支援に取り組まれています。能登半島地震における事例を下表に示します。

なりわい再生の支援施策の体系　石川県HPhttps://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/20251117_shienichiran.pdf





○観光復興に向けた支援

- 風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施
- 「北陸応援割」（３～４月、補助率50%、最大20,000円／泊）。
- ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- 観光関連事業者の支援（なりわい再建支援事業等の活用）（再掲）
- 観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

復興(再建)対策の 事例紹介

能登半島地震からの復旧・復興に向けて、農業用機械等の再建・営農再開・資金繰り等の支援、棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり、漁船等の復旧・漁場環境の回復への支援、里海資源を活かした海業振興等の支援が実施されています。

○農業関係

・農地・施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上等
（国庫補助率の嵩上げ（農地85%→96%、農業用施設94%→98%）

・被災農業者等への金融支援　（貸付当初５年間の実質無利子化等）

・農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等支援
（補助率 農業用ハウス等 共済金と合わせ1/2、農業用機械・畜舎等1/2 ）

・共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等（補助率1/2等）



○水産関係

・災害復旧事業等による漁港、海岸等の早期復旧の支援
（激甚指定による補助率嵩上げ 漁港等の公共土木施設70%→83%）

・海業振興等の漁港機能強化対策等を実施　（補助率1/2等）

・漁船・漁具、養殖施設、水産業共同利用施設の復旧支援（補助率1/2等）

・被災漁業者等への金融支援　（貸付当初５年間の実質無利子化等）



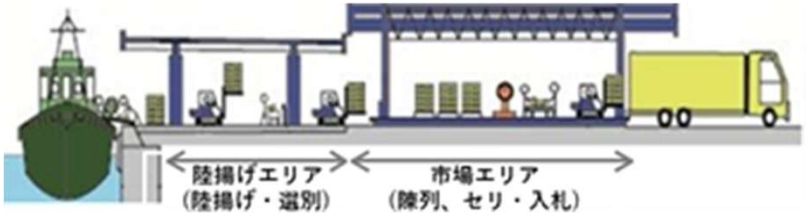
○林業関係

・被災した山林施設の早期復旧を支援
（激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ、林道83%→93%等）

・荒廃地における治山対策・森林整備の支援　（補助率1/2等）

・木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等支援（補助率1/2）

（林業・木材産業循環成長対策　木材加工施設　上限500万円等）



※写真・イメージは東日本大震災

復興(再建)対策の 事例紹介

施設・設備の迅速な復旧
(令和６年能登半島地震等　中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業)

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧
石川県、富山県、福井県、新潟県所在の令和６年能登半島地震等の被害を受けた中小企業等に対して、工場・店舗などの施設・生産機械などの設備の復旧費用を補助



中部経済局　なりわい再建支援補助金の活用事例より引用

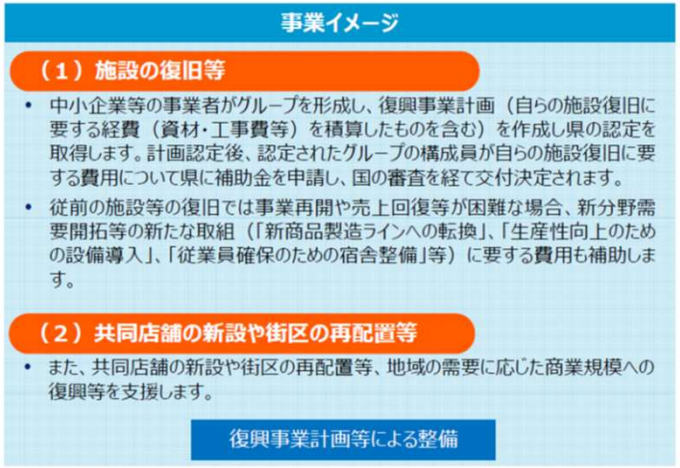
観光宿泊施設の復旧
(東日本大震災『中小企業等グループ施設等復旧整備補助金』（グループ補助金）)

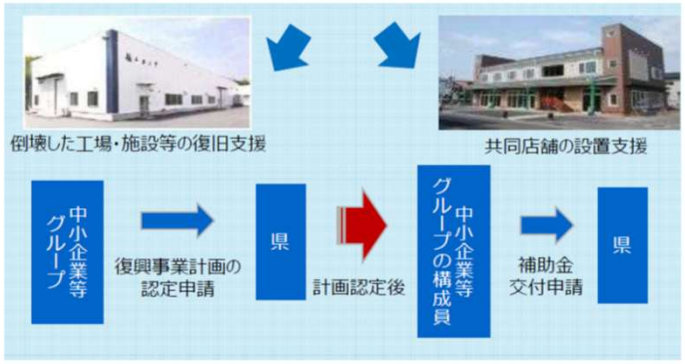


グループ補助金活用事業者事例集(2021年2月9日東北経済産業局)より引用

施設の復旧や共同店舗新設・再配置
(熊本地震における中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）)

熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等や、商業機能回復のための共同店舗の新設などに要する費用の補助

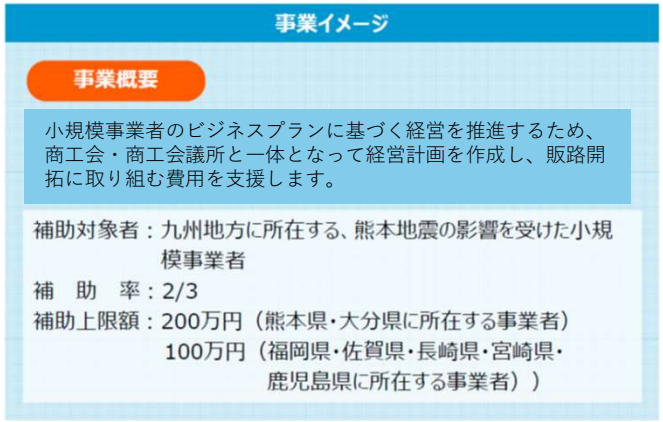




国土交通省四国建設局HPより引用

小規模事業者における販路の開拓
(被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金))

熊本地震の影響を受けた九州地方の小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援。
約1,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80％とすることが目標。





復興(再建)対策の 事例紹介

農地の大区画化や効率的な土地利用の実現

農地の復旧にあわせたほ場の大区画化への取組

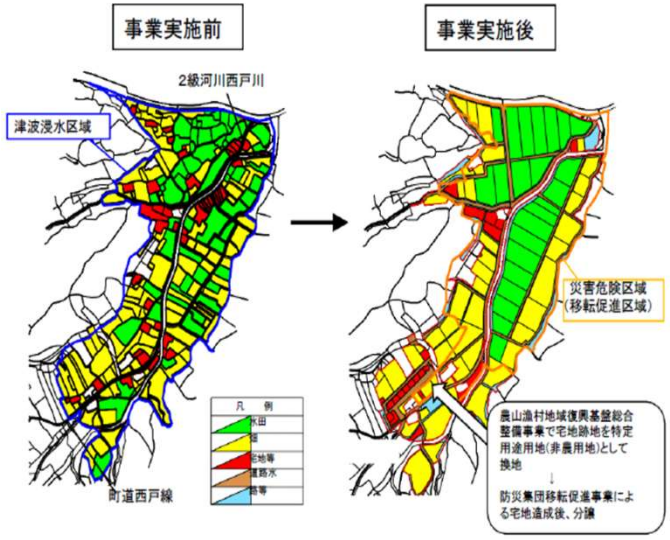
原町東地区（福島県南相馬市)地区面積：525ha）は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化（10～30a→標準区画1.2ha）を実施。



農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了（令和６年３月末時点）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施（平成26年３月完了）。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施（平成26年５月完了）。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成31年４月供用開始）。

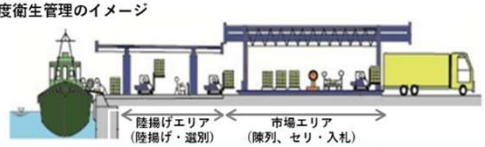


嵩上げした集積地（南気仙沼地区）、復旧した岸壁及び完成した荷さばき所



荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



東日本大震災における被災状況







復興(再建)対策の 事例紹介

(1) 仮保育園・仮幼稚園整備事例

日本ユニセフ協会資料

東日本大震災では多数の保育園・幼稚園が被災したが、各種支援を得て仮施設を整備・運営。

保育園・幼稚園仮設園舎等建設・大規模修繕を支援

【2011年5月24日】

日本ユニセフ協会は、大震災の発生以来、飲料水や肌着などの緊急支援物資の提供や子どもたちの心のケア支援に並行して、学校や幼稚園・保育園の再開のための支援（「バック･トゥ･スクール」や「バック・トゥ・幼稚園」キャンペーン）を展開。
大震災発生から2ヵ月が過ぎ、被災地の自治体の行政機能が徐々に回復し、国の支援の形も徐々に見え始めている中、市町村レベルまで教育委員会という組織が存在し、包括的な行政サービスの提供が再開し始めている学校と比べ、未就学児・園児や放課後保育を必要としている子どもたちの支援が遅れています。

日本ユニセフ協会は、地震および津波により被災した宮城県と岩手県の自治体からの要請を受け、保育園や幼稚園等の仮設園舎の建設や大規模な修繕のための支援を決定。 その第1陣として、石巻市、気仙沼市、南三陸町、山元町（以上宮城県）、大槌町（岩手県）の保育園や幼稚園、学童保育施設、計7施設の大規模修繕作業や仮設園舎等の建設が間もなく始まります。

こうした現状を鑑み、日本ユニセフ協会は、地震や津波で全半壊した保育園や幼稚園などの施設の大規模な修繕や仮設園舎の建設などの支援を実施することを決定。その第1陣として、6月1日の開園を目指す岩手県大槌町の大槌保育園（仮設園舎）はじめ、7施設に対する支援を始めました。





岩手県大槌町の大槌保育園の仮設園舎の建設

【2011年5月30日】

日本ユニセフ協会は、宮城県と岩手県の被災地の自治体からの要請を受け、保育園や幼稚園等の仮設園舎の建設や大規模な修繕のための支援活動を展開。想定を遥かに凌ぐ規模だった今回の大津波。大槌保育園の平屋建ての園舎は、天井下15から20cmまで浸水など大きな被害を受けた。大勢のボランティアの方々による泥のかき出しや清掃作業により、外装は比較的以前の姿を取り戻しているが、壁や床下への浸水被害は深刻で、壁は、震災後2ヶ月半過ぎはっきりしていない状況。

大槌町内で一番大きな保育施設であり、子ども支援センターの機能も兼ね備えていた大槌保育園。日本ユニセフ協会は、4月上旬から、同保育園の再開に向け、保育園や自治体の関係者らと何度も協議を重ね、大きな課題の一つであった仮設園舎の建設用地を保育園が準備。保育園の一日も早い再開について、地元自治体からの賛同も得られたため、日本ユニセフ協会は、保育園再開後に本格的に実施する予定の備品等の支援も含め、大槌保育園の仮設園舎の建設を支援することを決定。仮設住宅の建設など、プレハブ用資材などの入手が容易ではない状況の中、建設を担当されることになった岩手県遠野市の建設業者により建設をスタート。完成に向け、急ピッチで作業が進められています。











復興(再建)対策の 事例紹介

(2) 保育園復興プロセス事例

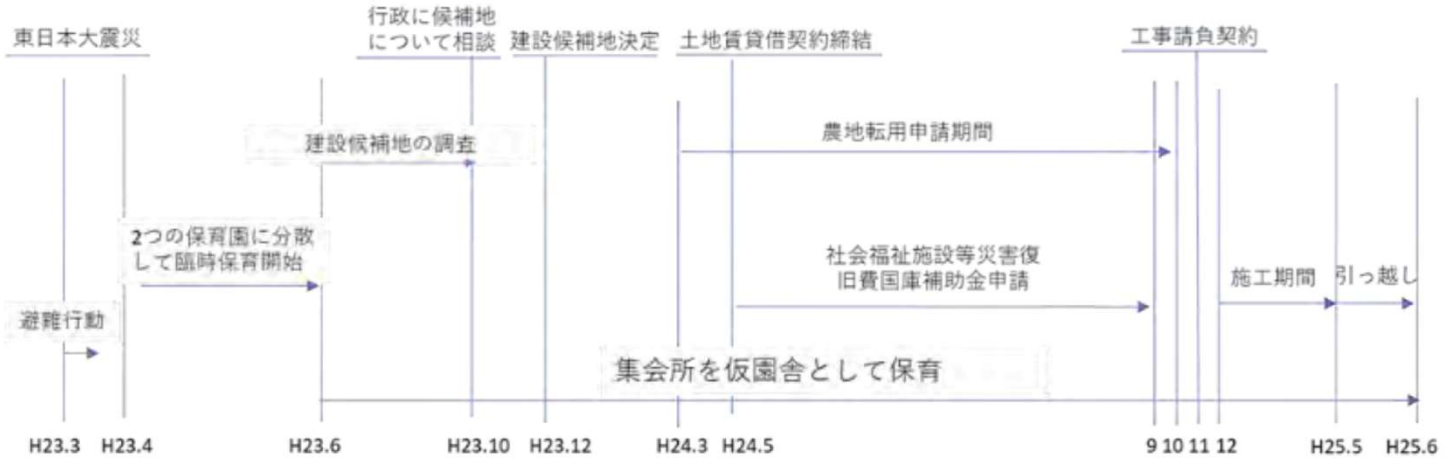
徳島大学　建築計画研究室　福島 圭二氏論文(令和4年 2月 9日提出) による

釜石市のA保育園は、震災当時、海岸から約 1kmの場所に位置しており、木造平屋建てで定員は 60名であった。園舎は 4.0mの津波により全壊。

震災から 13日後の 3月 24日より 同じ社会福祉法人が運営する他の2つの保育園に園児をわけて、臨時保育を再開。その後、4月 13日より集会所を臨時保育場所として借りて、A保育園としての保育を再開。

全壊した園舎の土砂や瓦礫の撤去はめどが立たず、新たな土地への移転が必要となり、6月に建設候補地の調査を始めた。約 4か月間の建設候補地の調査・検討を行った後、行政と相談を重ね 3つの候補地にしぼった。12月に保護者アンケートなども参考に理事会にて建設候補地が決定。平成 24年 3月頃より建設候補地の農地転用の申請を行ったが、申請に約 7か月を要し、農地転用許可となったのは 10月。12月より施工が開始され、約 5か月後の平成 25年 5月に竣工。平成25年 6月 17日より新園舎での保育再開。

資金については、平成 24年 5月に社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請を行い、その約 4か月後の 9月に岩手県庁による査定検査を受け、12月に補助金の内示があった。また、ユニセフやカリタスジャパンなどからの資金援助もあった。



経過	• 避難所を3か所に渡って移動した • 園児を保護者に引き渡しした。	• 園舎の新築が必要となり、建設候補地の調査を始めた。 • 集会所で全体による保育開始。 • 3つの候補地から保護者アンケートを参考に決定された。	• 農地であったため宅地にするために農地転用を行った。 • 土地は地主の意向により、購入ではなく賃貸契約を行った。 • 国庫補助金の申請を行い、ユニセフやカリタスジャパンなどの支援もあった。	• 建物の施工に取り組み始められた。 • 震災によって需要が高まり、費用は２倍近く高騰していた。
教訓	• 通信手段の確 • 避難所での寒さ　対策	• 行政や保護者とのコミュニケーションの重要性 • キッチン設備のある臨時保育場所の選定	• 農地転用、国庫補助金の早期申請 • 工事事業者の選択 • 設計業者への先行設計の依頼	• 事前の工事事業者とのコミュニケーションの重要性

図１　A保育園の復旧フロー図

墓地の復興事例について

■集落等の共同管理墓地の再建支援事例

【内灘町　共同墓地復旧支援事業事例(熊本地震)】 内灘町HPによる

〇目的

本事業は、平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。）による被災した共同墓地の復旧に要する費用を、町が熊本県から平成28年熊本地震復興基金の交付を受けて補助することにより、平成28年熊本地震による被害からの早期の復興と被災者の「痛みの最小化」を図ることを目的とします。

〇事業の対象となる墓地

平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む）により被災した、地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が2基以上あるもの。

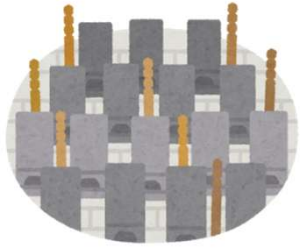
※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外となります。

〇事業の対象となる工事

■共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等）の復旧工事
■共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事（撤去も含む）
※共有墓地内であっても、個人の墓石等の損壊部分は補助の対象外となります。

〇交付額

・対象工事費額（税込み）の2分の1
・対象工事費額の上限については2,000万円で、最大1,000万円の補助を受けることができます。
※対象工事費額とは対象工事に関する調査、設計、工事にかかった費用（税込み）の合計とします。
※補助金の申請は個人ごとの申請ではなく、1共同墓地につき1申請で、1回のみとなります。
※交付額の計算例：対象工事費額500万円の場合
500万×　2分の1＝　250万円（補助金）　　250万円（所有者等負担）



■個人の墓石の支援事例(自治体独自)

【穴水町　墓石等復旧支援事業補助金(能登半島地震)】

穴水町HPによる

〇目的

穴水町では、令和6年1月1日以降に町内のお墓等の復旧・新規建立・移設(町内への移設に限る)をした方で、令和6年1月1日に穴水町内に住民票を有していた方に対して費用の一部を補助します。

〇交付条件

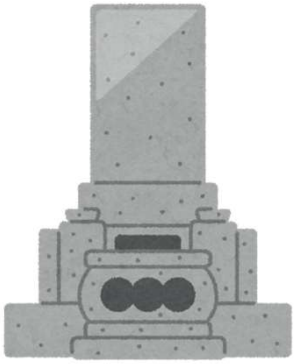
以下のすべてを満たす方
- 令和6年1月1日に穴水町内に住所を有していた方
- 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- 町税等の滞納がない方

〇補助内容

- 1世帯につき、対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、10万円を上限とします(申請は1回限り)。

〇補助金交付までの流れ

1. 墓石等の復旧等申込・契約締結
↓
2. 事業者による復旧等作業実施・完了
↓
3. 復旧代金等の支払・領収書等の受取
↓
4. 補助金申請書兼請求書の提出(環境安全課・郵送可)
↓
5. 交付決定通知書を送付(町から申請者へ通知)
↓
6. 補助金の支払い(指定された口座へ入金)



心の復興（東日本大震災等の事例）

避難生活の長期化、被災者の分散化など復興までに長期間の時間を要すると、その間の人口流出やコミュニティの崩壊が起きるなどの課題があります。このため、大規模災害時等は、被災・避難による被災者の心のケアや、地元を離れた住民をつなぎとめ、関係性を維持するための取り組みが非常に重要です。

高知市事前復興まちづくり計画（復興基本方針）基本理念抜粋

住まいと暮らしの再建

〇様々な手法を組み合わせ、安全で快適な居住環境を迅速に整える
誰もが再び日々の生活を取り戻すことができる被災者、一人ひとりに寄り添う復興を目指します。

被災者の不安や抑うつ等の心の問題に早期に関わり、心身の健康の維持増進に努めます。また、地域とのつながりを再構築し、孤立化を防ぎます。

なりわいの再生

〇産業活動の早期再開と地域資源の活用により、経済の再生を図る
多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性をいかした復興の実現を推進します。

被災した事業者に対して、新たな事業再建用地等の情報提供を行い、商工会議所等との連携のもと経済的支援等を実施するなどし、雇用維持・確保を図ります。

歴史・文化の保全と継承

〇「ふるさと」に愛着を持ち、暮らし続けていくうえで。心の支えとなる歴史・文化を大切にする地域づくりを進めます。
被災後も、脈々と地域に根ざした歴史や文化などの地域資源を次世代に継承する。
災害発災後、市民一人ひとりの心の復興を目指して文化活動の再開を支援し、芸術や歴史、食、まんがなどの文化振興によるまちづくりを推進します。





地域共生社会の実現

〇コミュニティ活動の促進や地域防災力び向上により、地域共生社会を実現する
地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

仮設住宅や集団移転先での新しいコミュニティに対応するため、町内会や民生委員・児童委等の住民による地域の見守り活動再開について、支援を行います。



東日本大震災被災地の事例

若い世代が集まって、ボランティアで夏祭りを開催し、地域のアイデンティティを確認し、故郷へ戻ることへの意識を高めたり、復興ニュースを発行し「わすれられていない」という安心感と期待感の維持を図った。



ボランティアも参加した石巻川開き祭りの様子

